

谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会 in 関東

2022 年 11 月 21 日（月）17 時 30 分～19 時 00 分 於 神奈川県弁護士会館

主催 神奈川県弁護士会

共催 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、
第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、千葉県弁護士会、
茨城県弁護士会、栃木県弁護士会、群馬弁護士会、静岡県弁護士会、
山梨県弁護士会、長野県弁護士会、新潟県弁護士会

プログラム

司会 神奈川県弁護士会 弁護士 土屋郁子（司法修習第 65 期）

弁護士 安藤圭輔（司法修習第 65 期）

- 1 中四国集会からのバトンリレー 広島弁護士会 弁護士 金井啓佑
神奈川県弁護士会 弁護士 川口 崇（司法修習第 68 期）
- 2 開会挨拶 神奈川県弁護士会会長 弁護士 高岡俊之
- 3 基調報告 日本弁護士連合会司法修習費用問題対策本部本部長代行
弁護士 新里宏二
- 4 谷間世代当事者からの活動報告
神奈川県弁護士会 弁護士・社会福祉士 小嶋愛斗（司法修習第 69 期）
神奈川県弁護士会 弁護士 多湖 翔（司法修習第 65 期）
- 5 ゲスト講演 横浜市会議員・神奈川県弁護士会 弁護士 山田一誠
- 6 当事者の声 神奈川県弁護士会 弁護士 藤塚雄大（司法修習第 68 期）
- 7 国会議員の皆様からのご挨拶（※適宜ご挨拶を頂戴致します。）
- 8 谷間世代の弁護士に対する一律給付措置について
神奈川県弁護士会 弁護士 川口 崇（司法修習第 68 期）
- 9 閉会挨拶 日本弁護士連合会副会長 弁護士 林 晃史

以上

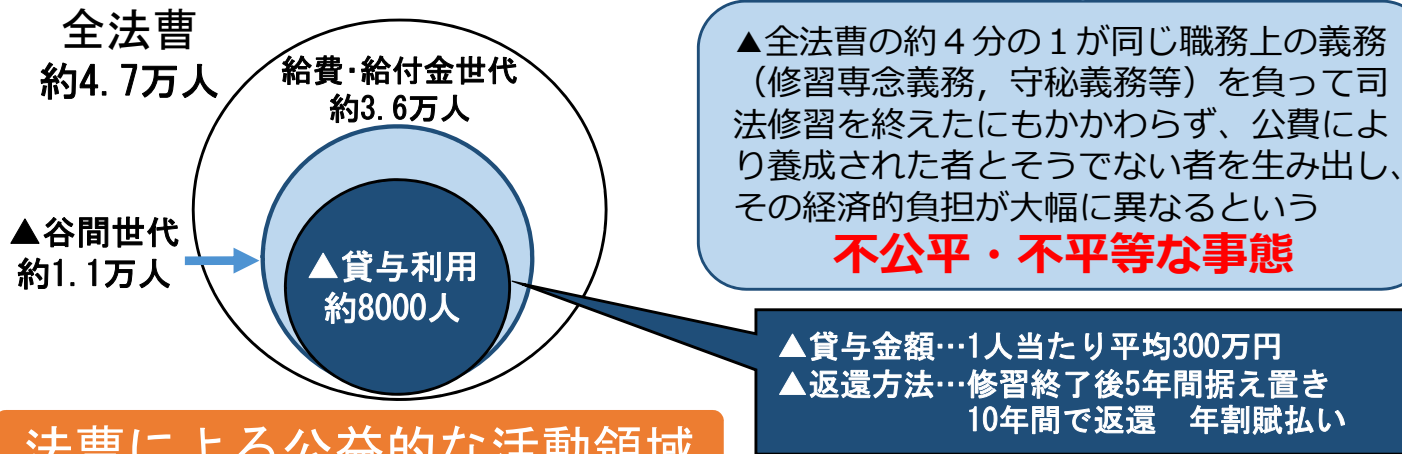
「谷間世代への一律給付実現のための全国 in 関東」 当日配布資料一覧 (開催日 2022. 11. 21)

1. 当日プログラム ————— 表紙
2. 谷間世代の法曹に対する一律給付措置(立法措置)を求めます ————— P1～2
3. 「谷間世代」の現状と経済的給付実施後のイメージ ————— P3
4. 谷間世代の生の声 ————— P4～5
5. 一律給付制度の創立を求めます ————— P6
6. これからの司法を支える谷間世代との院内意見交換会<報告集> ————— P7～10
7. 11/29 開催これからの司法を支える谷間世代との院内意見交換会のご案内 ——— P11～12
8. 本集会へ向け寄せられた関東地方選出の国会議員からのメッセージ ————— P13～19
9. 司法修習「谷間世代問題」の是正及び貸与金の返還猶予を改めて求める会長声明 — P20
10. 法曹養成制度の理念に基づき『谷間世代問題』の是正を求める総会決議 ————— P21
11. 【埼玉弁護士会】「谷間世代」への一律給付を求める会長声明 ————— P22
12. 基調報告 新里 宏二 弁護士 ————— P23～30
13. 谷間世代当事者からの活動報告① 小嶋 愛斗 弁護士 ————— P31～40
14. 谷間世代当事者からの活動報告② 多湖 翔 弁護士 ————— P41～61
14. 当事者の声 藤塚 雄大 弁護士 ————— P62～80
15. 谷間世代の弁護士に対する一律給付措置について 川口 崇 弁護士 ——— P81～89
16. 【日弁連】国会議員からメッセージ集(別紙参照)

谷間世代の法曹に対する一律給付措置(立法措置)を求めます

◇ (2011.11に廃止された給費制に代わって) **2017年4月 裁判所法改正**
同年11月から(71期～) **修習給付金**を支給 <月額13万5000円+住居給付金3万5000円+移転料>

上記の改正法は **谷間世代(司法修習新65期～70期) 法曹1.1万人** に対しては適用されず!



法曹による公益的な活動領域

コロナ禍における法律相談・諸対応、災害復興支援、中小企業支援、まちづくり・空き家対策、企業の海外展開支援、国際司法支援、外国人・こども・消費者・高齢者障害者・女性やLGBT等の権利擁護、貧困問題、法教育、犯罪被害者支援 etc.

「全法曹」が
一体となって
これらを担う
ことが必要

しかし...

「谷間世代」だけが
経済的に不公平・不
平等な状態におかれ
たまま...

谷間世代がチャレンジ
できる基盤の整備を!

**力強い司法の実現
法の支配の強化に!**

**谷間世代へ一律給付する立法措置
(貸与金の相当額免除を含む)の実現**

司法も国会に期待!

◆名古屋高等裁判所2019年5月30日判決

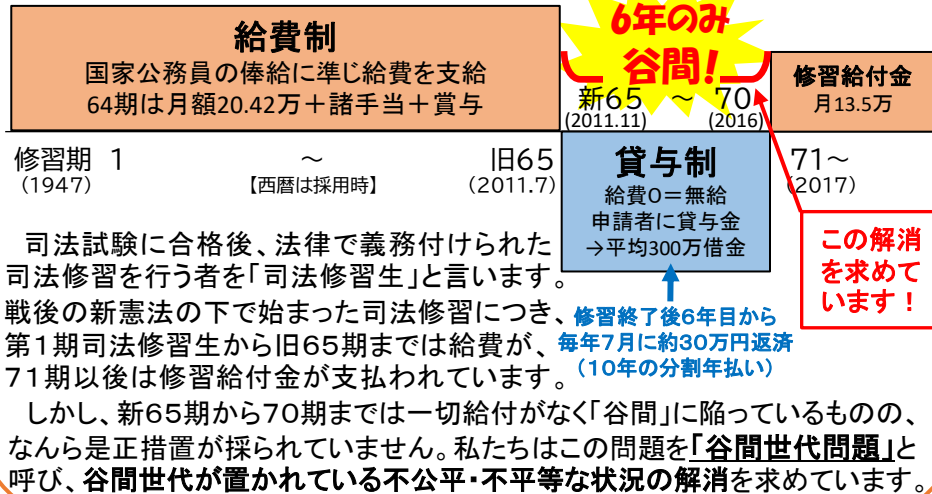
(抜粋)

「従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならない(中略)新65期司法修習生及び66期から70期までの司法修習生(いわゆる「谷間世代」)の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされている(なお、例えば、控訴人X本人の供述によれば、貸与の申込みをしなかった者が必ずしも経済的に恵まれていたわけではないことが認められる。)などの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料する。

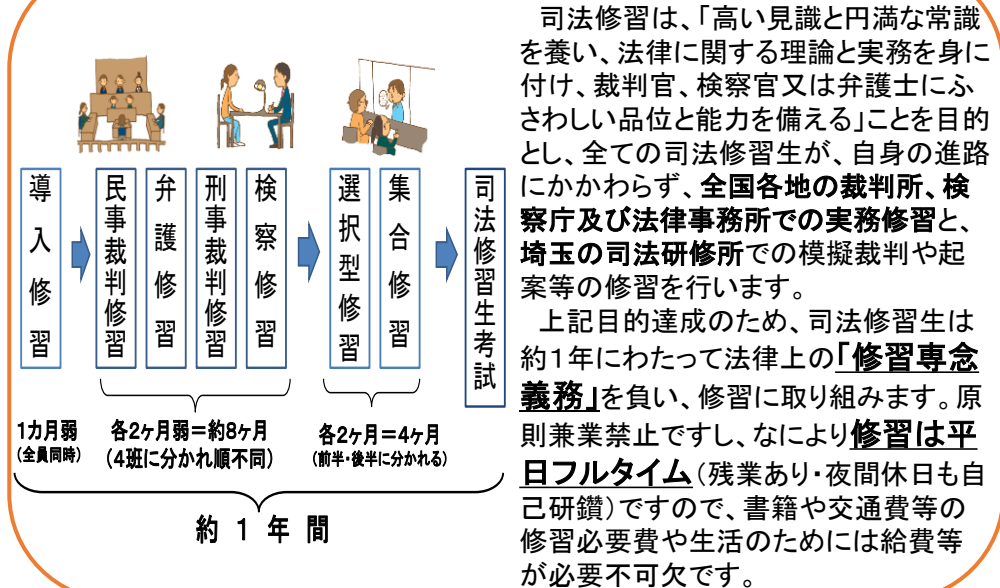
(中略)例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分に考慮に値するのではないかと感じられるが、そのためには、相当な財政的負担が必要となり、これに対する国民的理解も得なければならぬところであるから、その判断は立法府に委ねざるを得ない。」

司法修習生「谷間世代問題」に関するQ&A

司法修習生の「谷間世代問題」とは？



司法修習の目的・内容と「修習専念義務」とは？



制度の「谷間」は仕方がない？

司法修習は、三権の一翼たる「司法」の担い手、つまり国民の権利の守り手の養成制度です。そのため、司法という社会インフラ整備として本来公費により養成されなければならない、一時的に公費による養成が途絶えたという制度的欠陥は修復されなければなりません。

世代を問わず全ての法曹が公費により養成され、その公的使命を全うすることは、この国の司法制度を利用するすべての人の利益となります。

**「制度変更で残念だった」
で終わらせないで!**

**国民のための司法の
維持強化には
早期解決が必要です**



2

「谷間世代問題」の是正にかかる費用は？

仮に修習給付金相当額(月額13.5万×13ヵ月)を谷間世代約1.1万人に一律給付すると...

13.5万円×13ヵ月×1.1万人＝**約193億円**
となります。

この額は、2022年度国家予算の約1.8/10000です。

**誰もが輝く力強い司法のため
谷間世代への一律給付の早期実現を!**

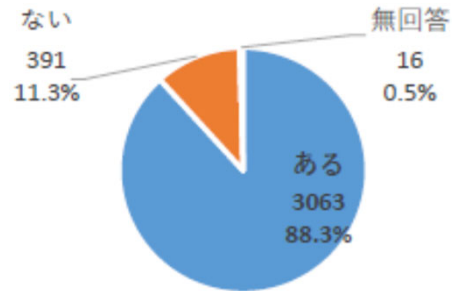
「谷間世代」の現状と経済的給付実施後のイメージ

（「新第65期から第70期（谷間世代）の会員の声を聴くアンケート」（2019年9月実施）の結果から）

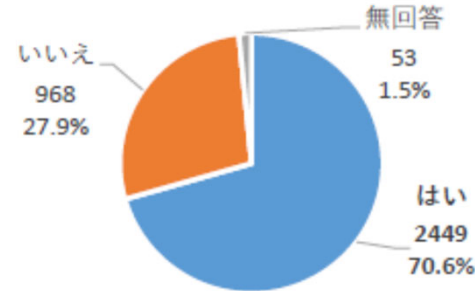
日本弁護士連合会

【谷間世代へのアンケート結果（抜粋）】

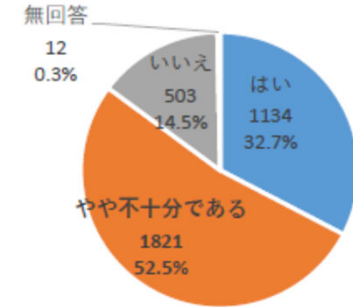
Q 1：今現在、ご自身の弁護士としての将来に不安がありますか。



Q 2：貸与金返済が控えていることや司法修習中に給付がなかったことなどの経済的理由によって、現在業務や活動に影響がありますか。



Q 3：法曹を目指した動機に関わる業務・法曹になってやりたかったことに関する業務を現在実現できていると思いますか。

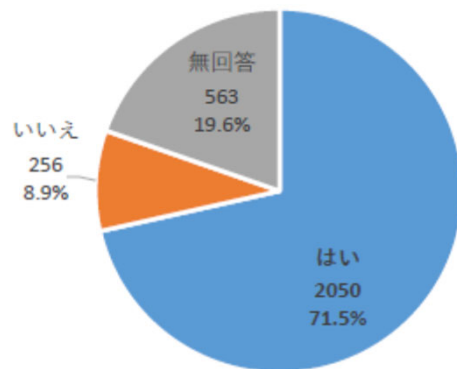


※「ある」という回答のうち、不安の内容として一番回答率が高かった事項（複数回答有）は、「経済的不安」で約93%

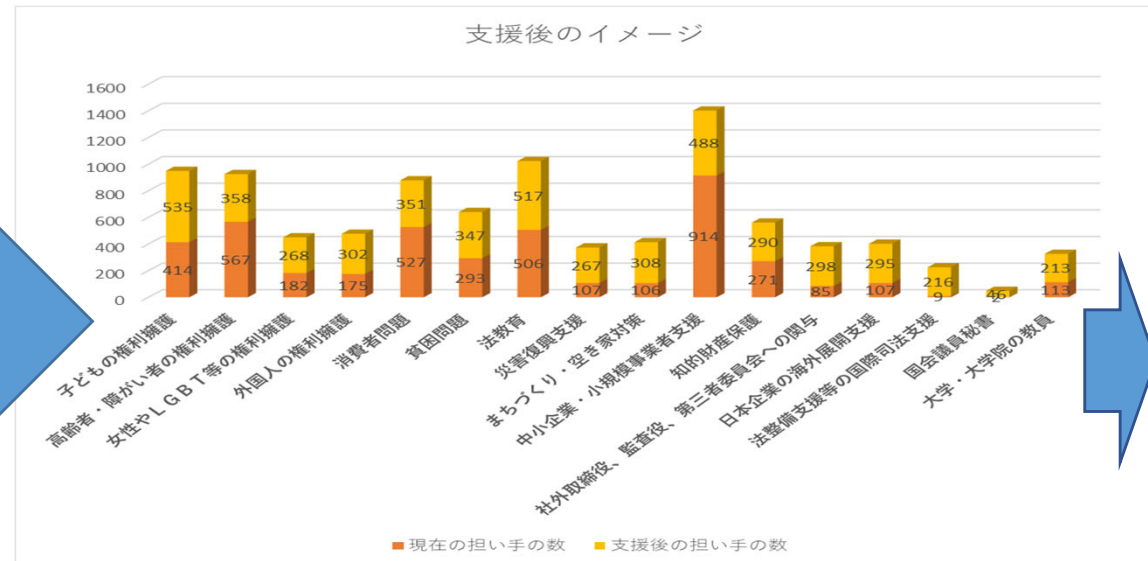
⇒谷間世代の多くが、司法修習中に給付が得られなかった影響等により、活動範囲が広げ切れていない現状

しかし・・・

Q 4：今後、弁護士としてもっと取り組みたい活動やチャレンジしたい分野がありますか。



谷間世代に対する経済的給付が実施されたら・・・



※ アンケート回答者全体が現在弁護士として取り組んでいる活動や分野についての問に対する回答数（上記「現在の担い手の数」）と、Q 4について「はい」と回答した者の「今後、弁護士としてもっと取り組みたい活動やチャレンジしたい分野をお答えください」との問いに対する回答数（上記「支援後の担い手の数」）について、その主要項目を合算したものを示す。

↓
谷間世代の多くが、弁護士としての活動範囲を広げたいと考えている。

さらに幅広い担い手による
力強い司法の実現！

このような思いを抱えながらも…

法曹として様々な場面で活躍している 谷間世代が数多くいます！

2021年度日本弁護士連合会

若手チャレンジ基金制度・先進的取組等に対する表彰

被表彰者の活動概要一覧



1	法人税法施行令23条1項3号の規定が一定の限度において、「法人税法の趣旨に適合するものではなく、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なもの」との今後の租税実務に大きな影響を与える最高裁判決を取得した。
2	新型コロナウイルス感染症の影響により職住の困難に直面した人を支援する「年越し支援・コロナ被害相談村」を開村し、支援・相談活動を中心的立場で実施、展開した。現に生じている喫緊の課題について、法的支援とともに福祉的観点からアプローチを試みた。
3	教員の長時間労働の違法性を問う裁判を担当し、判決の内容において、現在の法律が教育現場の実情に適合していない旨の指摘を得て、長時間労働是正の機運を高める活動をした。
4	BLP-Networkという弁護士グループの活動を通じて、弁護士の本業のスキルを活かしてNPOの団体運営を支援し、社会の課題に取り組むことができる機会を様々な方法で提供することに成功した。
5	罪に問われた障がいのある方を支援する一般社団法人東京TSネットの代表理事として、刑事事件における福祉専門職の派遣や刑事弁護における福祉専門職との連携について実践的な取り組みをした。
6	外国人の潜在的相談需要の発掘とこれに対応するプロジェクトとして、通訳人の確保、外国語相談対応ができることの広報活動の展開等をした。
7	年金等差押禁止債権のみが入金されている口座が私人により差し押さえられ、取り立てられた金員に対する不当利得返還請求事件において、請求の一部を認容する判決を得た。
8	「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」の事務局弁護士として、障害福祉サービス(主に重度訪問介護)の支給申請の代理や行政交渉を行い、公的介護の支給決定を多数得るほか、学習会の開催やアドバイザーとして現地弁護士のサポート活動を行った。
9	思いがけない妊娠等により追い詰められた女性等を支援する法人の運営に参画し、法的な助言が必要な案件(DV、離婚、養育費等)についての無料法律相談や代理人として対応した。
10	音楽家に対して、無料で法律相談サービスを提供する団体を立ち上げ、法律相談等の活動を行った。
11	虐待、非行等で居場所がない子どもの避難場所等の設置運営、相談、日常生活上の援助等の活動や子どもの意思を尊重しながら自立を支援するための事業を行い、子どもシェルターを稼働させた。
12	行政の機能・役割を行政職員だけでなく、弁護士が法律家の立場で関与していく必要性を捉え、弁護士の立場で政策手法の研究や普及、行政組織や行政サービスの検証に取り組んだ。
13	裁判員裁判事件をきっかけに、罪を犯した障がい者に対する入り口支援を継続的かつ実効的に行うために弁護士会と社会福祉士会に働きかけ、両会の協定締結への道筋を作った。
14	精神疾患の労働災害に関する最先端の医学的知見、法的知見の調査・研究・実践により、過労により精神疾患を罹患し自死した人の遺族を支援する取り組みをした。
15	地域社会が障害のある人の特性や生きづらさを理解し、お互いに支え合う社会を目指して各分野の人がそれぞれの立場にとらわれずに連携・協力する「全国トラブルシューター弁護士ネットワーク」を設立し、コラムの発信やSNSにおける無料法律相談を行った。
16	日本人とフィリピン人との国際結婚に関連する養育費等の問題について、フィリピンの現地に赴き、現状の視察、相談等の対応に尽力した。
17	過労死に関する弁護団のメンバーとして、新型コロナウイルスに関わる労災相談、労災申請等を実施した。
18	児童相談所によって一時保護された子どもの意見表明権をはじめとする子どもの権利擁護のための「意見表明支援制度」を構築した。

司法修習生
給費制廃止問題

聞いてください！ ～「谷間世代」当事者 心の声～

私たちは、2010年に司法修習生の給費制が廃止されようとしていた時から、給費制維持を求めて活動し、2010年には給費制が1年延長されました。しかし、残念ながら2011年11月から貸与制(無給制)が始まってしまいました。その後も粘り強く活動を続け、多くの国会議員の先生方にご賛同いただき、2017年には修習給付金を創設する裁判所法改正がなされました。しかし、制度の谷間となってしまった新第65期司法修習生から第70期までにはなんらの手当でもされないまま、今日に至っています。

この制度の谷間に陥ってしまった「谷間世代」は約1.1万人おり、うち8000人程が弁護士となっています。そこで、谷間世代当事者は、自身が谷間世代となったことによどのような思いを持っているのか、率直な声を聞くべく、複数の弁護士会がアンケートを実施したところ、多数の回答がありました。

彼らの切実な声を、どうか聞いてください。

【アンケート実施弁護士会及び回答者数】

札幌・埼玉・愛知県・大阪・福岡県 計555名(2022年4月時点)

アンケートで多数寄せられた声(概要)

- ・貸与金返済の負担が大きい
- ・年30万円の返済原資確保のため生活が苦しい
- ・経済的不安が大きいため、結婚や子どもを持つことを躊躇する
- ・修習専念義務を課しながら生活費は借金という制度は理不尽、不合理だったと言わざるを得ない
- ・64期までは給費制、71期からは修習給付金で、谷間世代だけ一切無給だったのは明らかに不公平、不平等(※厳密には旧第65期まで給費制)
- ・300万円の借金を背負ってスタートとなる制度はおかしい
- ・返還免除や一律給付措置を求める
- ・貸与金利用の有無にかかわらず、平等な措置を期待する
- ・国や社会に育ててもらったという意識を持ちにくい
- ・経済的事情から公益的活動や弁護士会の活動、また経済的に見合わない案件は控えざるを得ない
- etc.



これが谷間世代の本音であり、実情です



貸与金の返済が負担になっています。谷間世代の救済のため、新給付金相当額の一律支給をお願いいたします。

家が貧しかったので**高校時代から奨学金**を借りて勉強を続けました。大学進学後、**ロースクール制度ができたため、さらに2年分の学費**を払ってまで進学するか悩みましたが、弁護士になる夢を諦めきれず進学を決意しました。ロースクールで朝から晩まで必死に勉強し、念願叶って司法試験に合格できました。すると、**今度は貸与制での司法修習**が待っていました。

司法修習を受けずに弁護士になる道はありませんでした。ここまできて弁護士になることを諦めることはできないので、貸与金を借りて司法修習をしました。修習中も許可を得てアルバイトをしましたが、起案に集中するため途中で辞めざるを得ませんでした。

弁護士登録後は、●●の法律事務所に勤め、それなりの収入を得ました。昼夜を問わず必死に働いた結果、体調を崩し事務所を辞めざるを得なくなりました。多額の奨学金と貸与金が残りました。今は体調も回復して●●に勤めていますが、**収入は低く、生活は楽ではありません**。奨学金と貸与金の返済、高額な弁護士会費の負担が重くのしかかります。**子どもが生まれました。両親の介護が必要になりました。ますます働けなくなりました。きっと私の生活は一般的な弁護士像とはかけ離れた生活でしょう。**そういう弁護士もいるんです。

誰かの役に立ちたくて弁護士になりましたが、プロボノ活動などほとんどできません。残念ながら、自分と家族が生きるのに精一杯です。貸与制に変えた政治家や、それを防げなかった先輩弁護士を恨んでも仕方がないのは分かっています。結局、貸与金を借りたのは自己責任です。けれど、なぜ私たちだけが、と思わずにはいられません。

今思えば、大学4年の時点で、弁護士になるのを諦めてロースクールに進学しなければよかったのかもしれない。後悔ばかりです。【「●●」は編集者が加工】 (67期)



子育てにお金がかかり、また会費が増え続けている状況で、ほとんど休まず働いています。

貸与金の返済は会社員の1ヶ月程度の収入です。それを毎年支払うのは大きな負担であり、貸与金の返済がなければ、もう少し仕事量を調整して、家族で暮らす時間が増えるのになって常々思っています。**もう少し経済面で余裕があれば、もう1人子どもを持つことも検討できました。**

救済措置をぜひお願いします。 (67期)

70期、最後の谷間世代です。

一緒に司法試験を受け、落ちたロースクールの同期は修習給付金を支給されています。落ちれば良かったか、と聞かれればそうは思いませんが、**修習内容がほとんど同じなだけに、不公平感は強く感じます。**

大学4年間とロースクールで1000万円近い奨学金を借りており、**毎月5万円ほどの返済**があります。加えて弁護士会費、国民健康保険、年金を支払うので、給与から毎月15万円以上は支払いに充てることになります。家賃等を加えると、正直それ程余裕はありません。これに加えて修習の貸与金まで支払わなければならないと思うと気が重くなります。

このような状況なので給与だけでは厳しく、個人事件を受けて、収入を底上げする必要があるため、会務をやっている場合ではありません。**社会奉仕をする暇もありません。子どもの権利や女性、LGBTQの支援等、興味のある分野や勉強したい分野もあります。余裕がないというのが本音**です。

弁護士会や日弁連は手当をしてくれてはおり、有り難いと思いますが、不十分だと感じます。立法措置による一律給付が必要と感じます。 (70期)



学生時代の奨学金が数百万円残っていた中で弁護士生活を開始し、現在はその**奨学金の返済とともに貸与金の返還**をしている状況です。

結婚等、家庭環境も変わる中で、住宅ローン申請の際、貸与金を債務として計上しなければならず、少なからず融資額にも影響していると思われます。**立法的解決を望みます。** (新65期)

個人事業主のため**産休育休中の無給であった時期に返済が開始**されました。

復帰後も育児のために仕事をセーブして収入も減っているため、この先ずっと年間30万円の返済をするのは簡単なことではありません。 (66期)

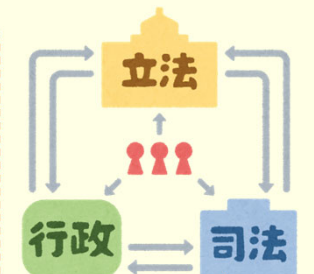


1期違うだけで、しかも71期と修習生の人数もほとんど変わらないのに給付されないというのは不公平感がある。

修習終了後5年経過後に返還というのも、**出産育児などで十分に働くことのできない時期と重なり、経済的負担が大きい**と思う。 (70期)

やはり**何故自分たちだけ、という思い**があるのは事実です。本年から返済が始まりましたが、**年30万円という金額も負担感も小さくはありません**。私は、大学、大学院時にも奨学金を受けており、その返済もあります。弁護士も競争が激化し、若手弁護士の多くが、収入も昔のように望めないように感じています。アソシエイト弁護士の給与も以前よりは減額されているような傾向にあるのではないだろうか。**谷間世代の経済状態として、奨学金の負担や収入の減少など、貸与金以外の他の経済事情も決して恵まれた世代ではありません**。この点をも十分に加味していただき、できるかぎり不公平が是正されるような対応を頂けると大変有難く存じます。

そもそも、**司法修習は、国家の三権のうちの法を司る人材育成という大きな一制度であるにもかかわらず、「給与」ではなく「貸与」というのも理解できません。** (68期)



Why not 給与??

当時は就職難で、自分自身も集合修習が始まるまで勤務先も決まらなかったため、**将来的な不安は大きく、書籍の購入等、自身への投資は躊躇した記憶**があります。それによる現在への影響は正確にはわかりませんが、少なくとも良い影響があったとは思っていません。

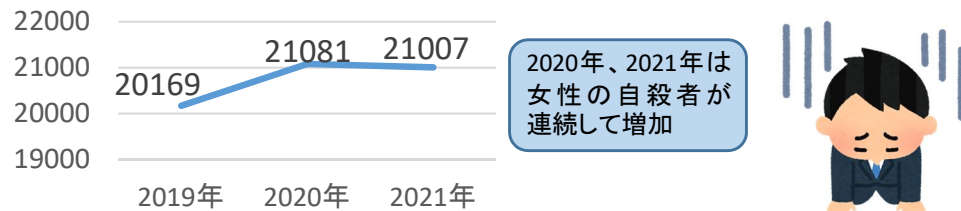
その後の修習給付金の創設はあるべき姿が一定程度取り戻されたのだと思いますが、**我々が切り捨てられた感**は否めず、毎年返済の時期を迎えるたびに気分は悪いです。 (新65期)



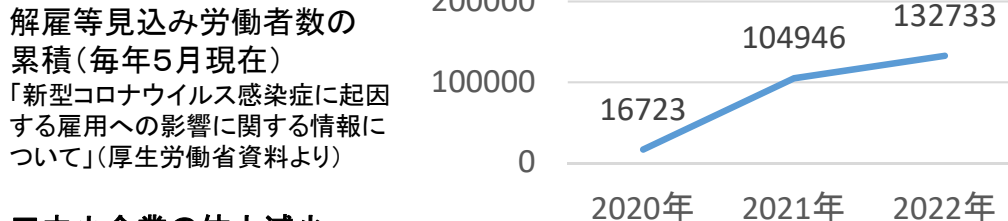
コロナ禍の司法機能強化・アフターコロナ時代の社会再生のため 法曹人材の充実強化に役立つ「谷間世代」への一律給付の制度の創設を求めています

長引くコロナ禍で社会全体が傷んでいます

■自殺者の増加【「令和3年中における自殺の状況」警察庁資料より】



■労働問題の増加



■中小企業の体力減少

コロナ禍の中、あらゆる業種の企業が、雇用問題や売掛金回収、契約キャンセル等の問題に直面しています。

コロナ禍で司法機能の強化が必要です！

一日弁連の取り組み(新型コロナ関連)ー

2020年4月から全国統一ホットライン実施

無料相談

新型コロナ対策支援カード作成

ワクチン接種に係る人権・差別ホットライン

新型ウィルス感染症関連法律相談事例集の作成

etc...

弁護士会はコロナ禍において、様々な取組を行っています。しかし、コロナ禍により危機的な状況にもかかわらず、司法による救済まで手を伸ばせない人が多数いるはずです。

司法にアクセスすべき人を掘り起こし、権利擁護する必要があります！



法曹には、これまで以上に活動領域を広げ、自ら手を伸ばすことが困難な方々へ積極的に働きかけるアウトリーチ型のアプローチが求められます。



しかし、谷間世代の現状は・・・

★谷間世代の多くは5～10年目の実務家であり、全法曹の約4分1の約1.1万人です。

Q. 貸与金返済が控えていることや司法修習中に給付がなかったことなどの経済的理由によって、現在業務や活動に影響がありますか。 Q. 法曹を目指した動機に関わる業務・法曹になってやりたかったことに関する業務を現在実現できていると思いますか。



「新第65期から第70期(谷間世代)の会員の声を聴くアンケート(2019年9月実施)の結果から」

谷間世代の多くが、司法修習中に給付が得られなかった影響等により、活動範囲が広げ切れていない現状 ⇒ このままでは司法機能が脆弱に・・・

「谷間世代」への給付金制度の創設を！！

「谷間世代」＝司法界の氷河期世代

事後的支援が必要

「谷間世代」は司法修習が無給だったことによる経済的・精神的足かせがありますが、現在においてもコロナ禍等により困難を抱えた人々のために「手弁当」で活動したり若手チャレンジ基金制度で先進的取組として表彰されるなど、人権擁護と社会正義の実現にかける意欲は他の世代と同等です。

今後も、司法の担い手として、コロナ禍等による不公正や権利侵害に立ち向かうことへの期待は「谷間世代」の法曹にも平等に向けられます。

今後、司法の中心を担う世代である「谷間世代」が抱えるこの経済的・精神的足かせを給付金により手当することが、全法曹の約4分の1もの法曹の活躍の幅も量を広げることにつながり、司法機能の強化に役立ちます。

「谷間世代」への給付金制度として193億円程度の予算措置(*)を講じることは計り知れない効果をもたらします！

*参考:2022(令和4)年度予算
6 新型コロナウイルス感染症対策予備費 5兆円



これからの司法を支える 谷間世代との院内意見交換会 ＜報告集＞



2022年6月14日(火)開催
於 衆議院第一議員会館
大会議室
国会議員本人出席 29名
代理出席 41名
(うちZOOM出席7名)
一般参加者 184名



ご出席くださった国会議員の皆様(政党別)

自由民主党 衆議院議員
稲田 朋美先生



自由民主党 衆議院議員
城内 実先生



自由民主党 衆議院議員
山下 貴司先生



自由民主党 衆議院議員
盛山 正仁先生



自由民主党 衆議院議員
藤丸 敏先生



自由民主党 衆議院議員
築 和生先生



自由民主党 衆議院議員
山田 賢司先生



自由民主党 衆議院議員
小林 茂樹先生



公明党 衆議院議員
山崎 正恭先生



公明党 参議院議員
安江 伸夫先生



立憲民主党 衆議院議員
大串 博志先生



立憲民主党 衆議院議員
神谷 裕先生



立憲民主党 衆議院議員
吉田 統彦先生



立憲民主党 衆議院議員
金子 恵美先生



立憲民主党 衆議院議員
近藤 昭一先生



立憲民主党 衆議院議員
藤岡 隆雄先生



❀ ご出席くださった国会議員の皆様(政党別)

立憲民主党 衆議院議員
櫻井 周先生



立憲民主党 衆議院議員
石川 香織先生



立憲民主党 参議院議員
野田 国義 先生



日本維新の会 衆議院議員
一谷 勇一郎 先生



国民民主党 衆議院議員
古川 元久先生



国民民主党 衆議院議員
鈴木 義弘先生



日本共産党 参議院議員
井上 哲士 先生



日本共産党 参議院議員
紙 智子 先生



日本共産党 衆議院議員
宮本岳志 先生



日本共産党 衆議院議員
本村伸子 先生



日本共産党 衆議院議員
田村 貴昭 先生



無所属 衆議院議員
緒方 林太郎先生



無所属 衆議院議員
米山 隆一先生



❀ 6月30日時点での応援メッセージ

242名の国会議員の先生
方から応援のメッセージを頂戴しております！

❀ 小林元治会長あいさつ



今日御出席の先生方、関係者の先生方には、2017年裁判所法改正で修習給付金に結実したことに心から御礼申し上げます。医療の世界は人の命を預かり、司法の世界は人の尊厳を扱うのです。弁護士、裁判官、検事も公益の代表として頑張っているわけであります。この社会、司法を支える法曹の人材養成、まさに法治国家の基本的インフラを国の費用で育てる大きな合意をしていただきました。

新65期から70期までの「谷間世代」1万1000人余りが置いてきぼりになりました。ビギナーズ・ネットの皆さんは、多くが

新65期から70期の何ら救済を得られなかった人たちですが、青いTシャツを着て、議員会館の前で毎日のように日本の司法、法曹の未来に懸けて訴え、それに対して何とかしなければならないという思いで、修習給付金を実現しました。

なんとか谷間世代に対する制度としての不公正を是正できないものか、2019年5月の名古屋高裁の判決では、一律給付という解決はありえるのではないかと、それは国会を含めた国民の理解、立法政策の課題だと指摘されています。

一律給付は、日本の司法インフラを担う若き法曹に希望と勇気を与える、将来投資として極めて意味のある投資ではないでしょうか。「財を遺すは下、仕事を遺すは中、人を遺すは上」という後藤新平の言葉であり、国の政策でも人への投資が挙げられています。どうか国会議員の先生方に、司法インフラ整備をする意気込みを示していただければ大変ありがたいと思い、主催者挨拶とさせていただきます。

❀ 谷間世代当事者の声

私は、給費制が廃止された年に司法修習をした弁護士で、金沢弁護士会所属です。地方の一般的な法律事務所で民事・刑事・家事事件を取り扱いますが、社会福祉士の資格も持っており、弁護士会の活動として貧困対策や高齢者・障がい者支援などの複数の委員会で活動しています。

弁護士会の外でも、石川県内で、消費者団体訴訟を担う「適格消費者団体」の設立・運営や、虐待などで家庭に居場所のない10歳代後半の子どもたちが共同生活を送りながら自立を目指す「自立準備ホーム」を運営するNPO法人の設立や入所している児童の支援といった活動など、地域における基本的人権の擁護や社会正義の実現の基盤づくりに、時には多額の手弁当になっても、地元石川のためにとの思いで取り組んできました。

しかし、毎年、貸与金返済の納付書が送付されてくるたびに、この1年間やってきたことが全否定されたかのようなやりきれなさを感じます。また、この返済金分のお金があれば、もっと活動できるのにと考えます。自分たちだけが司法修習中に無給であったことは、様々な活動をしていく上で心に引っかかるのが現実です。私たち谷間世代の「引っかかり」がなくなり、法曹として力いっぱい活動できるようになることを心から望みます。



❀ 司法修習費用問題対策本部からの報告

全国7単位会(札幌・東京・第一東京・埼玉・愛知県・大阪・福岡県)で、谷間世代に対し、谷間世代当事者としての率直な思いをアンケート形式で聞いたところ、計968名もの回答があり、その内容を報告しました。

以下、アンケートで多数寄せられた声の概要をお伝えします。

- ・貸与金返済の負担が大きい
- ・年30万円の返済原資確保のため生活が厳しい
- ・不公平、不平等だ
- ・返済免除や一律給付措置を求める
- ・経済的不安から、結婚や子どもを持つことを躊躇する
- ・経済的事情から公益的活動や弁護士会の活動、また経済的に見合わない案件は控えざるを得ない

これからの司法を担う 谷間世代との 院内意見交換会

平成29年4月19日に裁判所法の一部を改正する法律が可決成立し、第71期司法修習生から修習給付金が支給されるようになった一方で、貸与金の返還も始まっています。

しかし、全法曹の4分の1を占め、これからの司法を担う中心世代となる新65期から70期の給付を受けられなかった世代（谷間世代、1万1000人）への国による施策は未だに実現していません。

市民の期待に応える強い司法を作るためには、谷間世代がさまざまな社会の課題にチャレンジできる環境を整備し、谷間世代全員を応援する国としての施策が必要です。

この間、福岡、愛知、大阪、仙台、札幌、広島、神奈川と、全国各地でリレー集会の開催を企画し、バトンをつないできました。

本集会は、つないだバトンの最後を締めくくる院内意見交換会です。

この意見交換会を通じて全国各地の皆様との連携をより深めることで、この谷間世代の問題解決に向けた運動を盛り上げ、実現に向けた力としていきたいと考えています。

ぜひ本意見交換会にご参加いただき、お知恵とお力をお貸しくださいますようお願い申し上げます。

日時

2022年(令和4年)

11月29日(火) 17:00-18:30

【要事前お申込み】

会場

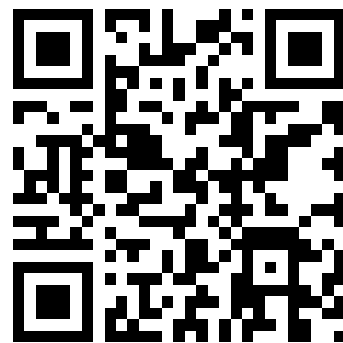
衆議院第一議員会館・大会議室

Zoomミーティング(併用)

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/iiksankamo/1129/>

※Zoomでのご参加の場合上記のリンクまたは二次元バーコードからお申し込みください。

お申し込みいただいた方に Zoomミーティングの開催情報をお知らせします。



プログラム(予定)

- (1) 開会挨拶
- (2) 各地リレー集会の報告
- (3) 各地の谷間世代当事者の声
- (4) 御出席の国会議員の皆様からの御意見
- (5) 閉会挨拶

主催：日本弁護士連合会

御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本意見交換会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用せず、終了後廃棄いたします。

応援メッセージをお願いします。

11月29日の集会について、御出席、御欠席のいずれかに○を付けて御返送ください。

- 日 時：2022年11月29日（火）17:00 ～ 18:30
○場 所：衆議院第一議員会館・大会議室
Zoomミーティング
○主 催：日本弁護士連合会

御出席（現地・Zoom）・代理の方による御出席（現地・Zoom）・御欠席

※可能な限り現地で御参加いただけますと幸いです。

現下の情勢に鑑み、Zoomのみでの開催に変更させていただく場合もございます。

議院／政党	（	議院	党	）
お名前	（			）
御連絡先	（	—	—	）
メールアドレス	（			）

当日の配布資料にメッセージを掲載をさせていただきますので、出欠にかかわらず、メッセージを是非ともお寄せください。可能な限り11月25日（金）頃までにメッセージをいただけますと幸いです。

返送先：FAX 03-3580-9899 日本弁護士連合会 法制部法制第一課
お問い合わせ：TEL 03-3580-9958

谷間世代等若い法曹に向けて応援メッセージをお寄せください！

◆御提出いただいたメッセージは先生のお顔写真とともにメッセージ集に取りまとめ、本集会を含めた今後の活動に活用いたします。原則として各党のHPに掲載されているお写真を利用させていただきますが、御希望のお写真がございましたら日弁連担当事務局まで御連絡ください。

【写真送付先：nagashimaa5@nichibenren.or.jp】

チェック☑を入れてください

{	☐	メッセージ集への顔写真の掲載を了解します。
	☐	メッセージ集への顔写真の掲載を了解しません。

※ ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本メッセージ集作成の事務のために利用します。

**本集会へ向け寄せられた関東地方選出の国会議員からのメッセージ
(あいうえお順)**

No	お名前 (敬称略)	議院	政党	メッセージ
1	青山大人	衆	立憲民主党	いわゆる谷間世代の皆様は、制度に翻弄されたと言っても過言ではなく、大変理不尽な思いをされていることと思います。 中でも谷間世代の皆様は受験者数が一番多かった時期であり、司法試験合格率はより厳しく、特に世代前半の方は現在とは異なり短答式試験科目数も多く、受験回数制限は3回という非常に厳しい条件が重なった中、法曹資格を得られた大変実力のある方々です。 受験条件・試験内容等もこのように制度変遷に翻弄された上、修習費においても他の世代と異なり貸与制というのは、まったくもって理不尽、不公平としか言いようがありません。制度変遷という、国の意向次第で翻弄されるようなことがあってはなりません。 谷間世代の皆様が理不尽な思いを解消し、放送として十分に活躍できるよう、課題解決・救済へ皆様とともに取り組んでいきたく存じます。
2	浅尾慶一郎	参	自由民主党	日本弁護士連合会ならびに神奈川県弁護士会の皆様が、いわゆる「谷間世代」の方々の問題の解決に向けて取り組んでいただいていることに敬意を表します。制度の過渡期のなかで生じた貸与金債務問題については、これからの日本の法曹界を支えていただく皆様方がその力を十二分に発揮する為にも、立法府として救済措置を議論する必要がある事案と考えております。この課題の解決に向けて尽力して参ります。

3	伊藤 岳	参	日本共産党	「谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会in関東」にご参加のみなさんに、心からの連帯のメッセージをお送りします。 憲法と人権をまもり、国民に信頼される司法のためにも法曹養成制度の改善と充実が急務です。 とりわけ、法務大学院学費の公的援助の未整備、修習生に対する給費制の廃止、貸与制などで、志望者と家族に経済的負担が重くのしかかっていることは大きな問題です。これでは、国民の権利擁護に尽力すべき活動が、借金返済のために歪められたり、資力にめぐまれた人しか法曹の道に進めなくなってしまう。 この間、給費制復活を求める運動が大きな力となり、法改正につながりました。しかし、これまでの給費額と比べて低いものにとどまっており、また無給の時期の司法修習生への救済策はとられていません。 憲法にもとづく公正な社会の実現と、人権を守る司法を担うみなさんの切実な声を受けとめて、党派を超えて政治が応えるときです。一律給付措置の実現へともに力をあわせて頑張りましょう。
4	上田清司	参	無所属	本日は「谷間世代への一律給付実現のための全国in関東」のご盛会、おめでとうございます。 非常に厳しい競争に勝ち抜き、司法修習生となられた皆さまには修習給付金が支給されなかった期間があったことは残念に思います。そうした環境にありながらも努力を重ねられ、立派な法曹関係者として各分野でのご活躍のことと存じます。 法律とは人々が安心安全に暮らしていくためには欠かせないものですが、一方で法によって社会ががんじがらめになってしまうようではならないと考えます。今後とも公正な立場で務めを果たしていただくことを期待しております。
5	奥野総一郎	衆	立憲民主党	弁護士会の皆様方には日頃よりたいへんお世話になっております。 これからの法曹界を担う若手弁護士の先生方には、公平・公正な社会の実現のためにご尽力いただくことを大いに期待しております。 私も立法府で働く端くれとしてともに頑張って参りたいと思います。 引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

6	笠井亮	衆	日本共産党	司法修習期間中に給与や修習給付金の支給を受けられなかった、いわゆる谷間世代の方々の経済的負担の軽減は急務です。 国民の権利擁護に尽力する弁護士の活動がしっかりと保障され、資力にかかわらず法曹の道に進めるよう、みなさんと心ひとつに全力で取り組む決意です。一緒にがんばりましょう！
7	吉良よし子	参	日本共産党	給費制復活を求めて声をあげ、修習給付金制度を実現させる先頭に立って尽力してきた「谷間世代」のみなさんが、いまだに経済的手当がないまま不平等、不公平な状態で取り残されている現状を見過ごすことはできません。多額の奨学金、貸与金の返済のため、活動が制約されている事態があると聞いています。市民の不安に寄り添い、権利を守り、暮らしを助ける仕事に取り組む「谷間世代」を含む法律家のみなさんが、経済的な心配なくその仕事に邁進できるように、すみやかに国の責任で救済措置実現へ。一緒に力を尽くします。ともに頑張りましょう。
8	輿水恵一	衆	公明党	「谷間世代への一律給付実現のための全国in関東」のご盛会、誠にありがとうございます。 私たちの暮らしを守り支えていただいている法曹の皆様には感謝を申し上げますと共に、皆様と力を合わせて、谷間世代の不公平の改善の為に、全力を尽くすことをお誓い申し上げます。 本日、ご参会の皆様の方々の益々のご健勝とご活躍を心よりお申し上げ、激励のメッセージとさせていただきます。
9	佐々木さやか	参	公明党	規制緩和による競争激化やグローバル化に伴う法律紛争の国際化に伴い、さまざまな問題発生に対して、紛争解決能力の高い法律家が必要とされております。優秀な人材を法曹として輩出していくことは、国として取り組むべき重要課題と考えております。 経済的な理由を以て優秀な青年の道を閉ざし、人の痛みのわかる法曹がいなくなることは、それは司法の危機であり、社会の活力を衰退させるものです。皆様のご努力が実を結び、給費制が実現できたことは大きな前進であります。引き続き、若者の司法離れを食い止めるために必要な努力を続けてまいりたいと思います。 日弁連・弁護士会の先生方のご尽力に心から敬意を表し、いっそうのご健勝をお祈り申し上げます。

10	志位和夫	衆	日本共産党	戦後の日本国憲法施行と同時に導入された公費による「司法修習生の給費制」は国民の権利擁護につながる大切な制度です。2011年度にいったん打ち切られた司法修習生給付金制度ですが、ビギナーズネットの運動や多くの世論に押されて、2017年に裁判所法改正により給付を再開しました。しかし、給付を受けられなかった65-70期の司法修習生―谷間世代のみなさんは経済的負担を日々感じながら法曹業務に就いておられます。この不平等な状態は一刻も早く解消されなければなりません。 谷間世代のみなさんは、コロナ危機のなかでもさまざまな苦難に直面する国民の暮らしと権利を守る大きな役割を果たされています。一刻も早く一律給付が行われるよう、私もみなさんと一緒にがんばります。
11	篠原豪	衆	立憲民主党	2011年11月から2017年10月までの間に司法修習生として採用された方だけが国の法曹増加方針のもと無給の修習専念義務を課せられ、貸与金の返済に苦慮されております。 いわゆる、この谷間世代問題で経済的負担に苦しんでおられる方は法曹人口の約4分の1、11000人おられ、一人当たりの平均貸与額は300万円にも及びます。 こういった不公正は一刻も早く改善されなければならず、貸与金の返還猶予も含め微力ながら全力で取り組んで参る所存です。
12	田中和徳	衆	自由民主党	法治国家である日本において国民の権利を擁護するには、法曹人材の育成は極めて重要な施策です。故に、司法修習生に対する支援拡充は喫緊の課題であり、私も国政の場で全力を尽くすことをお誓い申し上げます。

13	土屋品子	衆	自由民主党	平成29年の裁判所法の一部改正により第71期以降の司法修習生への給付金は一応の解決を見えています。しかし、それ以前のいわゆる谷間世代には何らかの手当もなく未だに取り残されたままです。そもそも、司法修習とは三権の一角である司法を担う公的人材を要請する過程で、その重要さは然ることながら、国がその修了を義務付け、充実したものであるとするため副業を原則禁止している以上、国から相応の給付があつて然るべきでした。 他方で、谷間世代に対する国の手当てを待つことなく、御会は独自の施策である「若手チャレンジ基金」を創設し、単に谷間世代への給付を行うのではなく、より良い社会の実現を志向する活動等に対して支援をされているとの事です。社会活動に参画する方の立場や世代の多様化は、よりきめ細かな社会支援に繋がり、非常に大切なことだと考えます。 谷間世代の不公平是正、司法の側から社会課題の解決に挑戦する為の環境整備等、今後とも可能な限りの取組をさせていただきます。
14	中谷一馬	衆	立憲民主党	全法曹の四分の一にあたる谷間世代の若い法曹の皆様の日頃のご活躍に心より敬意を表します。 社会生活上の医師であり、社会的インフラである法曹の皆様が安心してその責務を担えるよう、環境を整えることは喫緊の課題であると考えます。 本集会が活発な議論のもと、実り多い成果を上げられ、一層の団結と前進を図る場となりますことを期待いたします。 皆様方のますますのご活躍とご健勝を心より祈念申し上げます。
15	福島みずほ	参	社会民主党	私も修習生時代に給与制であつたため、大変助かった記憶があります。しかし、谷間世代の問題は深刻です。この世代のみが貸与制となり給与がなかったわけです。これについて救済措置を設けるよう法律改正をしたいと考えています。11月17日の参議院法務委員会で質問するなど、問題解決に向けて、私も頑張つてまいります。力を合わせてまいりましょう。
16	藤岡隆雄	衆	立憲民主党	国の施策によって、谷間世代だけが抱えてしまった不条理を放置せずに救済する仕組みに尽力する神奈川県弁護士会の先生方に心から敬意を表します。 私も国会議員の一人として、これからの司法を背負つて立つ谷間世代にもたらされた不公平、不平等を是正するよう、皆様と共に最大限頑張ります。 今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

17	牧山ひろえ	参	立憲民主党	弁護士会様主催「谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会」のご開催をお慶び申し上げます。 司法修習生への給付支払である給付制は2017年に復活致しました。ですが、いわゆる「谷間世代」の問題は未だ解決しておりません。65期から70期までのこの谷間世代は我が国法曹の主力と言ってもいい存在です。私はこれまでの経済的な状況のために、国民の自由と人権の守り手となる法律家になることを諦める人が出ないよう、給費制の復活そして谷間世代への給付実現を求め働き掛けを継続して参りました。今後とも、より一層、「市民の期待に応えうる」法曹養成の環境整備のため、政策面で励んでまいります。 今回のリレー集会が、本来あるべき司法の明日にとって、実り多き機会でありますこととお祈りしますとともに、本日お集りの皆様方のご健勝を心より祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。
18	水野素子	参	立憲民主党	谷間世代への一律給付実現のための「全国リレー集会in関東」開催のご成功をお祈り申し上げます。 戦後新憲法の下に始まった「司法修習生」は社会インフラ整備として、公費での養成が続いたが、旧第65期生から第70期生は給付ではなく無給での貸与制になってしまい、このことによって未だ1.1万人に及ぶ谷間世代に対する救済措置が講じられていません。返済等経済的に厳しい谷間世代の法曹に対し、早期の立法措置に取り組んでまいりますこととお誓いし、激励のメッセージとさせていただきます。共に頑張りましょう！
19	山口晋	衆	自由民主党	法曹界を目指す皆様が、経済的不安を持たず、公平、平等に目的を達せられます様、またいわゆる谷間世代の皆様の救済に向けて微力ながら政治の場で力を尽くして参ります。
20	山崎誠	衆	立憲民主党	本日の「谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会in関東」のご盛会を心から慶び申し上げます。また、日々、司法から私たちの社会生活を支える法曹界の皆さまに対し心から敬意を表します。本日の集会への参加が叶わず、大変申し訳ございません。 谷間世代と呼ばれる法曹の方々が不公平な扱いの下、今なお救済措置が取られないままである問題について早期改善が実現されるよう政治の面からも受け止めたいと思います。 最後になりましたが、本日お集りの皆さまのご健勝をお祈りし、メッセージいたします。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

21	義家弘介	衆	自由民主党	「全国リレー集会in関東」のご開催にあたり、弁護士をはじめ、法曹としてご活躍されている皆様方におかれましては、卓越した知識と多彩な経験をもって、日頃より研鑽を重ねながら、社会正義の実現と国民の自由や権利を守るため、多大な尽力を賜っておりますことに対し、深甚なる謝意と敬意を表します。 法曹界のますますのご発展と、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。
22	笠浩史	衆	立憲民主党	日頃の日本弁護士政治連盟神奈川支部の皆様の活動に対し、心より敬意を表します。 立憲民主党は、廃止前の給費制の下での給与も現行の修習給付金の支給も受けられなかった「谷間世代」に対する救済措置を検討すべきであると考えており、先日も同僚議員がこの問題について国会で質疑を行い、政府に前向きな対応を求めるなど、粘り強い取組を続けています。 今回の意見交換会が、実りのあるものとなることを心よりお祈り申し上げるとともに、私自身も国会議員の一人として、これからの司法を担うこととなる谷間世代の皆様に対し何ができるのか、皆様のご意見も参考にしながら引き続き考えてまいりたいと思います。
23	早稲田ゆき	衆	立憲民主党	司法修習生の皆様に於かれましては、法曹としての知識と実践力を備える為、日々努力を重ねていますことに敬意を表します。 より活動の幅を広げ、その役割を果たしていく為にも過去に給付されていない方がいますので、その方に遡って給付されるよう強く要望して参ります。 修習生の皆様の益々のご活躍を祈念いたします。
24	渡辺博道	衆	自由民主党	本日の「谷間世代への一律給付実現のための全国リレー集会in関東」のご盛会を心から慶び申し上げます。また、日々、司法から私たちの社会生活を支える法曹界の皆さまに対し心から敬意を表します。本日の集会への参加が叶わず、大変申し訳ございません。 谷間世代と呼ばれる法曹の方々が不公平な扱いの下、今なお救済措置が取られないままである問題について早期改善が実現されるよう政治の面からも受け止めたいと思います。 最後になりましたが、本日お集りの皆さまのご健勝をお祈りし、メッセージといたします。今後とも何卒よろしくお願い

司法修習『谷間世代問題』の是正及び貸与金の返還の猶予を改めて求める会長声明

当会は、国に対し、司法修習期間中無給であった新第65期から第70期司法修習生（いわゆる『谷間世代』）に対する不平等を是正するための施策を講じること及びその施策が講じられるまでの間、これらの修習生が受けた貸与金の返還を猶予することを改めて求めます。

- 1 日本国憲法は立法、行政、司法の三権分立を取り入れ、司法権を独立し、行政権による人権侵害を防ぎ、人権保障の砦としました。この司法権を担うのは裁判官、検察官、弁護士の法曹です。司法を担う法曹の養成は国の責務であり、法曹は社会的インフラともいえます。

法曹になるには司法試験に合格後司法修習を受けなければなりません。司法修習は法曹を養成するために不可欠な過程であり、司法修習生のためではなく、国民の人権の守り手を養成するためにあるのです。そのため、司法修習生には厳格な修習専念義務が課せられています。

- 2 上記の司法修習の役割から、司法修習中の生活資金は国が支給することとし、戦後1947年に司法修習制度が開始されて以来、司法修習生には公務員の初任給並の給与が支給されてきました。ところが、2011年採用の新第65期司法修習生から給与が打ち切れ、生活資金の貸与を受ける制度となりました。2017年の裁判所法改正により、同年採用の第71期司法修習生からは修習給付金の支給が開始されましたが、新第65期から第70期までの司法修習生に対しては、無給のまま何ら救済措置が取られませんでした。また新たに始まった修習給付金は月額13万5000円であり、全く不十分な額と言わざるを得ません。

給与が打ち切られた2011年には1万1892人いた司法試験の出願者は減少を続け、2021年には3754人へ、2022年には3367人へ減少を続けています。

国はこのことを真摯に受けとめ、制度の是正改善に努めなければなりません。

現在の修習給付金を引き上げることはもちろん、特に無給という不平等な扱いを受けたままとなっている新第65期から第70期までの「谷間世代」に対する不平等は速やかに是正されなければなりません。

- 3 生活資金の貸与を受けた新第65期から第68期までの司法修習生の貸与金の返済が始まっており、第69期を対象とした貸与金の返済がまさに始まろうとしています。

当会及び日本弁護士連合会は、谷間世代の弁護士を救済すべく、給付金（当会30万円・日弁連20万円）を独自に支給することとしましたが、谷間世代が司法修習中に受け取るべきであった生活資金にはほど遠いものです。そして、そもそも次の時代を担う法曹の養成は国がその責任と負担において行うべきものです。

当会は、2003年以来、会長声明を繰り返し発出していますが、国は谷間世代に対する不平等を是正していません。そこで、改めて谷間世代の不平等を是正するとともに、その施策が実現するまで貸与金の返還を猶予するよう求めます。

2022年6月9日

神奈川県弁護士会

会長 高岡 俊之

法曹養成制度の理念に基づき『谷間世代問題』の是正を求める総会決議

- 1 昭和22年に司法修習制度が開始されて以来、司法修習期間中、司法修習生には公務員の初任給並の給与が支給されてきたが、この給与は、新第65期司法修習生から打ち切られた。その後、第71期司法修習生から修習給付金の支給が開始されるまで、6年間に亘り修習期間中は無給となり、希望者に対して生活費を貸与したことから多くの者が多額の負債を負う結果となった。当会は、無給で修習期間を過ごした新第65期から第70期までを谷間世代と呼び、平成30年3月22日には「『谷間世代』の貸与金の返還期限の猶予を求める会長声明」を発出し、谷間世代に対する貸与金の返還について、他の世代との不平等解消の措置が講じられるまでの間、その返還を猶予するよう求めた。

しかしながら国は、かかる声明に沿うことなく、同年7月から貸与金の返還を請求し返金を受けている。当会は、かかる国の行為に抗議するとともに、この問題の根本的な解決に向けて、次のとおり決議する。

- 2 司法制度改革審議会最終意見書では、法の支配の貫徹する社会を築いていくには、法曹（弁護士・裁判官・検察官）の役割が格段と大きくなること、国民が自律的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには法曹の協力を得ることが不可欠であることを明確に謳い、法曹をいわば「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として位置づけている。

すなわち、法曹は社会的インフラであり、法曹養成は社会的インフラの整備にほかならない。それゆえ国は、戦後長きに亘り統一の司法修習制度を構築し、司法試験に合格して法曹を目指す司法修習生には、給与を支給することによりその生活を保障して法の支配の担い手の養成に努めてきた。国が、すべての司法修習生に対して修習専念義務を課し就労などの経済活動を原則として禁止するのは、法曹養成が社会的インフラ整備という公的な性格を有するからであり、司法修習生に修習専念義務を課す以上、司法修習期間中の最低限の生活を保障することは当然かつ必須の施策である。また、最低限の生活を保障することは、経済的基盤にかかわりなく全ての人に法曹の道を開き、法の支配の基盤をなす多様性のある法曹を確保・育成するために不可欠である。したがって、司法修習期間中の生活資金の支給は、法曹養成制度の根幹であり、国が責任をもって継続的に実施していくべきものである。

- 3 しかしながら国は、法曹養成制度の理念を軽視し、前述のとおり新第65期から第70期までの谷間世代の6年間に限り生活資金を支給せず、これまでその問題の指摘を受けてきたにもかかわらず、未だ是正しようとはしない。

当会は、本日、司法修習制度の理念を少しでも実現すべく、独自にできる限りの経済的支援策をとることを決定した。もっとも、その支援内容は、谷間世代が司法修習中に受け取るべきであった生活資金にはほど遠い。

そもそも法曹養成について本来的責任を負っているのは国であるから、国は谷間世代が司法修習期間中に受け取るべきであった生活資金を支給するための立法措置を今からでも講じるべきである。また、その施策が実現するまで、貸与金の返還を猶予する措置をとるべきである。私たち神奈川県弁護士会は、このような谷間世代の問題を抜本的に解決するための国の施策の実現に向けて、引き続き活動を続けていくことをここに決議する。

2019年（平成31年）2月22日

神奈川県弁護士会 臨時総会

「谷間世代」への一律給付を求める会長声明

司法修習生に対する給費制が2011（平成23）年に廃止されたことで、新65期以降、司法修習生は修習専念義務や守秘義務を負いながらも無給で司法修習を受けざるをえない状態とされた。

そのわずか6年後の2017（平成29）年4月19日、裁判所法の再改正がなされた。同年11月採用の71期司法修習生から、基本給付月額13万5000円と、十分とは言い難いものの修習給付金を国が支給することになった。

このような短期間での裁判所法の再改正は、給費制廃止の弊害が大きかったことを明らかにするものである。

また、給費制廃止から修習給付金制度創設の間に位置する新65期から70期までの司法修習生（いわゆる「谷間世代」）は、同じ司法修習生でありながら、司法修習の時期によって不平等な状態に置かれている。この事実を看過して、国が目指している強い司法を実現することは困難であることから、当会は、2018（平成30）年2月19日、『「谷間世代」に対する不平等の是正を求める会長声明』、2019（平成31）年3月6日、「国に対し、早期に貸与制世代への不公平是正を求める会長談話」を発表した。①「谷間世代」に対する一律給付などの方法によって、不平等を是正すること、②上記是正措置が講じられるまでの間、貸与金の返還期限を一律猶予する措置を講ずること、という2点の措置の早期実現を求めてきた。にもかかわらず、「谷間世代」に対する不平等は、国によっては何ら是正されない状態が継続している。

当会は、独自の是正措置として、2019（平成31）年2月26日、当会の臨時総会において、「谷間世代」に対し、不十分ながらも会員の会費負担による財政支援措置を可決し、実施した。

このことは、当会が、「谷間世代」の当会会員が抱える貸与金の返済等の負担が少しでも軽減され、基本的人権を擁護し、社会正義の実現に向けた職務の遂行に資するためにも、法曹の一翼を担う弁護士集団として可能な範囲で不平等の是正措置を講じることが必要であると考えたことによるものである。

しかしながら、弁護士会における支援には限界があるとともに、「谷間世代」が存在する問題は、単なる個人の資格取得の問題ではなく、司法制度の人的基盤の確保と国民の権利の守り手を育てる国民的課題に関する国の立法政策上の歪みである。すなわち、当会に所属する会員弁護士のみならず、裁判官、検察官も含めた国の三権の1つである司法を担う法曹全体の問題として、本来、国がその是正措置を講ずべきであることは明らかである。

よって、当会は、「谷間世代」に対する不平等の抜本的な是正を行うためにも、国による一律給付金の実施を実現するよう求めるものである。

2022（令和4）年11月9日
埼玉弁護士会会長 白鳥 敏男

谷間世代への一律給付を求める リレー集会 in神奈川

2022. 11. 21

司法修習費用問題対策本部

本部長代行 新 里 宏 二

自分の立場・取り組み

- ▶ 2010年本部常務理事（仙台弁護士会会長）
貸与制導入1年延期
- ▶ 2011年本部担当副会長 貸与制導入
- ▶ 2012年4月 本部長代行
2017年4月裁判所法改正 71期から修習給付金

残った谷間問題

谷間世代とは

- ▶ 司法修習生への給費が廃止され修習給付金として支給されるまでの無休（貸与）の世代
- ▶ 新65期（2011. 11採用）から70期（2016）の6年間
- ▶ 希望者には貸与金（借金）平均300万円が
- ▶ 谷間問題とはこの世代が置かれている不公正・不平等

名古屋高裁 2019. 5. 30 判決（付言）

「従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならない（中略）新65期司法修習生及び66期から70期までの司法修習生（いわゆる「谷間世代」）の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされている（なお、例えば、控訴人X本人の供述によれば、貸与の申込みをしなかった者が必ずしも経済的に恵まれていたわけではないことが認められる。）などの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことであると思料する。（中略）例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分に考慮に値するのではないかと感じられるが、そのためには、相当な財政的負担が必要となり、これに対する国民的理解も得なければならないところ²⁶であるから、その判断は立法府に委ね

日弁連・対策本部の基本方針

国による一律給付の実現

国において、谷間世代の法曹に対し、新給付金相当額又はこれを上回る金額を一 律給付する立法措置（貸与利用者には新給付金相当額を免除する方法を含む。）を 講じることを求める。

2022. 6. 14 院内学習会

- ▶ 国会議員参加29名、代理出席41名、一般参加184名
- ▶ 小林会長挨拶、谷間世代への不公平の是正の問題と指摘し「一律給付は、日本の司法インフラを担う若き法曹に希望と勇気を与える、将来投資として極めて意義のある投資ではないでしょうか。」
- ▶ 参加の国会議員から、不公正の是正の声や、「運動がやっと5合目まできた」、「国会議員の過半数の賛同を得たとき制度が実現する」との声も
- ▶ 国会議員の応援メッセージ（2022年6月30日現在）242名
11月16日現在290名、国会議員の過半数（357）まで77名

コロナ禍司法機能・アフターコロナ時代の再生のため法曹人材の充実強化に役立つ「谷間世代」への一律給付の創設を

- ▶ 日弁連は、コロナ禍全国統一ホットラインなど様々な取り組み
 - ▶ コロナ禍の危機的状況に関わらず、司法による救済に手を伸ばせない人が多数
 - ▶ 谷間世代は全法曹の4分の1（1.1万人）、司法修習中に給付が受けられなかった影響などで活動範囲を広げられない→このままでは司法機能が脆弱に
 - ▶ 谷間世代は司法界の氷河期世代→事後的支援が必要
- ロースクールの奨学金、貸与金、司法試験合格者は2,000名を超え就職難
- ▶ 谷間世代の抱える経済的・精神的足かせを給付金により手当→4分の1もの法曹の活躍の幅・量を広げる→給付制度約198億円が計り知れない効果

一律給付を求める全国リレー集会（目標全国7カでの開催）

- ▶ 地元国会議員の賛同を集める
- ▶ この問題についての市民、メディアの理解を広める
- ▶ 国会の審議でも取り上げられる
- ▶ 何よりも、当事者が声を上げれる状況を作ることに寄与
→そして、当事者が声を上げること

・臨時国会での院内集会（11月29日）につなげ、政府の方針（骨太の方針）に

一律給付実現のためみんなで頑張ります。

令和4年11月21日

谷間世代弁護士的活動報告

神奈川県弁護士会
弁護士・社会福祉士 小嶋愛斗

本日お話すること

- ➡ ①自己紹介
- ➡ ②修習生活
- ➡ ③主な業務内容
- ➡ ④公益的な活動
- ➡ ⑤谷間世代の救済の必要性

①自己紹介

- ➡ 69期・弁護士6年目
- ➡ 勤務弁護士として2年間勤務し、3年目から経費分担（パートナーとノキの間くらい？）
- ➡ 弁護士1年目に社会福祉士の資格を取得
- ➡ 社会福祉士とは？
 - ➡ 福祉系の国家資格でと並ぶ、名称独占資格（≠業務独占）、社会福祉士及び介護福祉士法を用い、医療（MSW）・福祉・教育（SW）・行政機関等にて日常生活を営むのに何らかの障壁がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行なう専門職。
- ➡ 社会福祉士の資格を生かしているかはわかりませんが、障害福祉にかかわる業務がメインとなっています。

②修習生活

4

- 横浜修習
- 特に弁護修習先にはお世話になり、忘年会やゴルフなど今でもお付き合いいただいています。
- 直接聞いたことはないが、かなり経済事情に気を使っていたかきも？
- もともとは法テラスのスタッフ弁護士として就職予定であったが、当会の雰囲気やご縁もあったことから現在の事務所に入所。
- 横浜修習からそのまま当会へ入会する同期も、69期は割と多い印象。

③主な業務内容

- ➡ ・法定後見（保佐、補助）が40～50件
- ➡ 障がいのある方の後見がほとんどで、在宅の方が多い
- ➡ 月に1回はご本人と面会をすることとしています。
- ➡ ・その他の業務
- ➡ 家事（離婚、相続）
- ➡ 行政訴訟（障害年金、生活保護）
- ➡ 一般民事（障がいのある方のトラブルにかかわるもの）
- ➡ ・会務
- ➡ 神奈川県弁護士会高齢者・障害者の権利にかかわる委員会 委員
- ➡ 同委員会障害部会 副部長（平成31年～）
- ➡ 日弁連研修業務支援室 嘱託（令和4年～）

④公益活動

- ➡ 障がいのある方にまつわる活動が多い
 - ➡ 大田区障害者自立支援協議会
 - ➡ 横浜市・障害者差別に関する相談対応における助言弁護士
 - ➡ 神奈川県精神医療審査会予備委員
 - ➡ 横浜市成年後見制度利用促進事業（成年後見サポートネット）委員
- ➡ 現在準備中ですが、、、
- ➡ 障がいのある方特有の後見の必要性（受任期間が長期間にわたる、複数の対応が好ましい場合がある）
- ➡ 上記活動からも障がいのある方の後見の推進の必要性
- ➡ 後見受任の受け皿を増やすため、法人を立ち上げ、地域の後見の受け皿を作る
- ➡ ⇔一方で、権利条約違反の指摘も、、、

④公益活動

- ・精神障害のある人の強制入院制度や強制治療の問題
- 権利条約の審査・勧告でも言及
- 精神保健福祉法の改正（改悪）
- 退院請求や処遇改善請求での対応
- 当会でも精神保健当番弁護士制度の運用

- ・障害年金の問題
- 日本年金機構の運用、法令と離れた運用重視の問題

- →いずれの問題も、弁護士がかかわることの重要性は大きい、結果への影響はもちろん、適正手続きを求めることの重要性
- その他にも、インクルーシブ教育の問題、介護保障の問題等

⑤谷間世代の救済の必要性

- ➡ 障害分野だけでも、弁護士必要性は大きい
- ➡ しかし、これらを担う弁護士の不足
- ➡ 委員会活動へも、近い期の弁護士は少ない(たまたまかも?)

- ➡ ⇔ 弁護士のスタート地点での経済的負担が違う、というのは大きい
- ➡ 私自身も今年から貸与金の返済が始まっているが負担感は大きい
- ➡ 一方で、同期でも、貸与を受けていない方もおり、温度差もある？

若手チャレンジ基金制度のご案内

(若手会員の公益的活動等に対する支援制度)

若手会員の「公益的活動」「研修・学習」「先進的取組」等に日弁連が支援する制度です。ぜひ奮って申請ください!

・対象となる会員：
司法修習新65期～71期まで

・対象となる活動期間：
【公益的活動、研修・学習】
2021年12月1日～2022年9月30日
【先進的取組への表彰、助成】
2021年12月1日～2022年8月31日

＜ご注意＞
各活動につき申請は1人当たり1回限りです。
日弁連で審査の上、後日支給の有無及び支給金額を通知します。



支援対象の活動

1 公益的活動

最大(※)
10万円

上記対象期間中に弁護士として行った公益活動等に必要の費用を支援します。
※本制度の算定基準を満たさない場合は支給しないことがあります。

2 研修・学習

上記対象期間中の弁護士業務に資する研修・学習等の費用(実費)の一部を支援します。

最大(※)
10万円

※実費合計額の3割(上限10万円)となります。実費合計額が10万円未満の場合は対象外です。

3 先進的取組への表彰

弁護士資格を活かした弁護士業務の枠にとらわれない活動など、上記対象期間中の弁護士業務における先進的な取組等を表彰します。

最大(※)
30万円

※優秀な取組には表彰するとともに副賞(10万円～30万円)を贈呈し、日弁連新聞、日弁連会員専用サイト等で紹介します。

4 先進的取組への助成

現在は実現していないものの、将来の弁護士業務に画期的な進歩、改善をもたらすことが期待される取組に助成金を支給します。

最大(※)
30万円

※優秀な取組には10万円～30万円の助成金を支給します。

【公益的活動、研修・学習の申請期間】 2022年7月1日～10月10日

【先進的取組への表彰、助成の申請期間】 2022年7月1日～ 9月10日

申請方法：日弁連会員専用サイトにアクセスの上、必要事項を入力してください。
詳細は以下からご覧いただけます。

https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/support/wakate/challenge_kikin.html

お問合せ先：日本弁護士連合会業務部業務第三課
電話：03-3580-9838 E-mail: gyomu3@nichibenren.or.jp



終わりに

- 弁護士活動は多岐にわたり、その中で、「やりたいこと」を見つける
- 「やりたいこと」が谷間世代であるからできないとなっていれば大きな問題
- 解消に向けて、谷間世代の一当事者としてできることをやれば、、、
- ご協力をいただければと思います。

弁護士の公益性

神奈川県弁護士会
弁護士 多湖 翔（新65期）

テーマ

- 自己紹介
- 修習生活で大変だったこと
- 弁護士の普段の仕事
- 公益活動
- 谷間世代の問題について
- 法曹養成の惨状にひとこと

自己紹介

弁護士 10 年目

- 65 期は一人の募集の事務所の枠に数十名が応募する時代。

就職難で都心での就職は難しいか生活できないか。懐の広い群馬弁護士会で拾って頂いた。

神奈川の収入提示は毎月 20 万から 30 万円（税込み）くらい。

群馬での最初の月収は 35 万円（税込み）。会費が約 5 万円。国保、国民年金。

- 群馬弁護士会で弁護士魂を叩き込まれ、2017 年相模原市で

「多湖総合法律事務所」を夫婦で設立。

- 弁護士 4 名、事務職員 4 名。

修習時代大変だったこと

- 借金をしたくなかったのと実家暮らしだったので、最初の数か月は貸与の申し込みをしなかったが、途中でやっぱり交際費やら交通費が結構かかり、生活できないので貸与の申し込み。
- 裁判官や検察官は貸与制で可哀そうということで、昼食代などを多く出してくれた。弁護修習は食費がかからなかったのでありがたかった。
- 地方では自動車が仕事道具として必須だが、給費制の時代は賞与が最後に出て、それで購入していたが（嫁など）、手持ち資金がなかったので、ローン組むのも大変だった。
- 働いて初めて給料出るまではボス弁がお金なくて大変だろうといって、食費を出してくれた。
- 逆に64期の嫁は、修習（給費が）始まるまでが大変で、冷房代の節約のために夕方まで図書館で過ごし、夜は印刷工場で日雇いのバイト。

主な業務内容

- 家事事件（離婚、相続、成年後見等）
- 民事事件（色々）
- 刑事（国選、私選）
- 現在の会務

相模原支部地域司法改革委員会委員長

神奈川県弁護士会災害対策委員会委員

関東弁護士連合会災害対策委員会委員

日本弁護士連合会災害復興支援委員会

群馬時代

消費者委員会、適格消費者団体の設

立、災害対策委員会、原賠弁護団

公益活動（災害対策委員の役割）

- 弁護士会のBCPの作成。
- 会員向け災害研修会の実施
- 被災ローン減免制度の担い手
- 行政との連携
- 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会

行政書士会、司法書士会、社会保険労務士、土地家屋調査士会、建築士会、不動産鑑定士協会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、技術士会、社会福祉士会が加盟。

→**相模原市の2019年の台風19号豪雨災害の際に出動。**

- **静岡県の台風15号（9月24日発災）被害への災害派遣**
- 各単位会の被災者支援力の底上げのための研修会や協議会の実施（関弁連、日弁連）
- 法曹三者での災害対策の協議（関弁連）
- 被災ローン減免制度や災害関係の各施策に関する国との協議（日弁連）



被災者支援での弁護士役割

- 精神的支援機能
- パニック防止機能
- 紛争予防機能
- 情報提供機能
- 立法事実収集機能

弁護士会が国会議員に働きかけて立法につながった事例として、被災ローン減免制度、災害弔慰金と被災者生活再建支援金の差し押さえ禁止、原発事故による損害賠償請求権の消滅時効特例法など。災害救助法の適用や激甚災害の指定、自治体独自の支援制度（半壊の際の公費解体、借上げ住宅など）など。



被災者支援の重要性

- 災害はこの国に住んでいるものには誰にでも訪れる。
- 突然、訪れ、文字通り「全て」を奪い「孤独」をもたらす。
- 災害からは生き残れても、家族や家を失い、生きる気力を根こそぎ奪われ、中には死を選んだり、持病が悪化する方も。
- いのちの心配の次はお金の心配（大体2週間から1か月以内には）、これが厄介。
- 支援の仕組みは複雑すぎて訓練された弁護士や各士業にしか正確な情報提供は難しい。
- 自治体は災害対応で手一杯。非常時にそういった役割は果たせない。
- 生活再建への道筋をつける助力。

台風15号 あす県内に接近か

台風15号

午前 9時

中心気圧
1000 hPa

最大風速
18 m/s

最大瞬間風速
25 m/s

進路 北
20 km/h

予報円の中心点や線上を
通るとは限りません





3 人的・物的被害の状況（掲載されている市町を含め、各市町で調査中）

市 町	人的被害					物的被害（単位：棟数）						
	死者	心肺停止	行方不明	重傷	軽傷	住 家					非住家	
						全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
富 士 市										2		
静 岡 市						3	<u>2,177</u>	<u>2,352</u>	<u>4,253</u>	<u>1,528</u>		
島 田 市							<u>8</u>	<u>8</u>	<u>59</u>	<u>101</u>		
焼 津 市									<u>220</u>	<u>199</u>		
藤 枝 市							4	4	172	108		7
牧之原市							3	<u>78</u>	21	63		2
吉 田 町										8		
川根本町	1				1	1	2			4		10
浜 松 市					5	2	5	<u>382</u>	472	1,470		
磐 田 市							12	309	299	474		
掛 川 市	1					1	3	28	9	102		
袋 井 市	1					1	3	102	111	159		
御前崎市							1	22		3		
菊 川 市								1	4	73		
森 町							⁵¹ <u>1</u>	<u>26</u>	23	54		
計	3				6	8	<u>2,219</u>	<u>3,312</u>	<u>5,643</u>	<u>4,348</u>		19

静岡県まとめ
11月7日時点

他県からの災害派遣開始

神奈川県弁護士会、東京三会（一弁、二弁、東弁）などの関弁連から9月30日頃（発災9月24日）から内々に県外派遣の打診。

10月8日から仙台や兵庫、岡山などの有志の災害族弁護士が現地入り。

10月22日から関東弁護士連合会から正式に静岡市清水区の相談現場に派遣開始。土、日に各三名から四名ずつ。

その後、広島県弁護士会、近畿弁護士連合会からも派遣開始。

現在は、千葉、埼玉、群馬、新潟、山梨などの他の関弁連からも、派遣拡大。平日に切り替えて派遣。



10月30日
静岡市清水産業情報
プラザにて



内閣府の被災者支援
情報ページ

支援情報をさらに詳しく知りたいときは

内閣府作成のリーフレット
(被災者支援に関する
各種制度の概要)



本資料は、折りたたんで収納するよう
作られています。A3サイズで印刷
して下さい。配布・贈与自由です。
個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、
平時から備えと共に、災害時には支援制度の
確実な利用により、災害からの復旧・復興に
つなげて下さい。

被災者支援チェックリスト

-災害救助法・支援法などが適用された時に-

2022年9月版

知りたい項目の支援情報をチェック

- 災害時特有の問題を知りたい... → ①へ
- お金の支援制度(給付・貸付)... → ②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度... → ④へ
- 仮設住宅・公営住宅... → ⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み... → ⑥へ
- 子ども・教育の支援制度... → ⑦へ
- 雇用・事業の支援制度... → ⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度... → ⑩へ

災害の規模などにより、適用される支援制度は異なり、
また後から適用されることもあります。
各制度の窓口は、()内に記載しています。
(県)…都道府県 (市町)…市町村



①災害時特有の制度・問題

- 被災証明書**とは、
市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度
(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊など)
を証明するものです。
各種支援金、義援金、税の減免、融資申請等に必要です。
生命保険、損害保険の請求には原則不要です。
- 被災証明や保険(共済)の請求用**に被害を写真や動画で残す
住宅の被害などを証明するために、片づけ・修理の前に、可能
なら屋内外の写真や動画をたくさん残しましょう。
- 応急危険度判定**とは
余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性をチェック
するもの。危険(赤)、要注意(黄)、調査済(緑)のステッカーが貼ら
れます。被災証明書のための被害認定とは異なる制度です。
赤(危険)＝全壊認定ではありません。
- 権利証や健康保険証などの紛失**
不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失
いません。預貯金については金融機関にご相談を。
また、健康保険証が手元になくても氏名、生年月日等を医療
機関に伝えれば保険診療を受けられます。
- 境界線や石垣の基礎部分について**
土地の境界特定に役立つので、保存に努めましょう。
- 運転免許証の有効期間延長**
特定非常災害に指定されれば免許証の有効期間が延長される
場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で
再交付手続き。
- 廃車手続(運輸局・運輸支局)**
津波で自動車が流された場合、手続を緩和して抹消登録申請が
できる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

②お金の支援制度(もらえる)

- 被災者生活再建支援法による支援金(県・市)
※④を参照(最大300万円)
- 災害弔慰金法による給付(市)
・災害弔慰金(遺族に500万円又は250万円)
・災害障害見舞金(重い後遺障害に最大250万円)
- 義援金(県・市)
被害の内容、程度及び自治体の判断により異なります。
申請には、被災証明書が必要になることもあります。
- 生活保護(県・市)
避難所等の避難先での申請が可能です。
義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

③お金の支援制度(借りられる)

- 災害弔慰金法による貸付(市)
災害援護資金制度(負債・住家被害 最大350万円)
- 生活福祉資金貸付制度(福祉)
緊急小口資金(10万円・無利子)
災害援護資金(150万円・無利子～1.5%)
その他(総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金(自治体の福祉事務所)
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- 軍人恩給・援護年金担保融資(日本政策金融公庫等)
上記を担保に住宅などの資金や事業資金を融資。
250万円以内など(恩給・年金担保融資制度は終了)。
- リバースモーゲージ型融資(住宅金融支援機構)
60歳以上限定の利息支払いのみでよい住宅復興融資の特例

④住宅の修理・再建の支援制度

- 被災者生活再建支援法(県・市)
当該自治体に被災者生活再建支援法の適用が必要
③基礎支援金 - 被災証明書の判定等に応じてもらえる-
(全壊、解体*、長期避難に各100万円、大規模半壊50万円)
* 半壊や敷地被害で住宅をやむなく解体する時
④加算支援金 - 基礎支援金に加えてもらえる-
(住宅建設・購入200万円、修理100万円、賃借50万円)
※ 中規模半壊は上記加算支援金の各半額のみ支給
※ 賃借人も対象 ※ 身寄り世帯は各4分3の金額
- 住宅の応急修理制度(県・市)
半壊以上 65.5万円以内 準半壊 31.8万円以内
※ この制度利用で修理期間後等の仮設住宅の入居資格や
公費解体制度の利用資格を失う場合があるのが慎重に。
- 公費解体(市)
大規模災害時、全半壊家屋や一定の事業所は公費(無償)での
解体可能性あり。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は
慎重に。修理等の判断のために被災区分判定(日本建築
防災協会・有料)の利用も検討して下さい。
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付(福祉)
250万円以内(無利子～1.5%)、所得要件等あり。
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(福祉事務所)
住宅の補修等について200万円以内で貸付
- 災害復興住宅融資(住宅金融支援機構等)
被災証明ある人等が住宅を建設、購入、修理する際の融資
- 自治体独自の支援策(諦めず自治体の発表を随時確認)
能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、
擁壁、地盤復旧への補助、その他支援金や補助制度の上乗せ
支援など多種多様な独自支援の例あり。

⑤仮設住宅・公営住宅

- 災害救助法の応急仮設住宅(市)
住家の全壊等により居住する家がない者で、自らの資力では
住宅を得ることができない人が無償で入居できます。
- 公営住宅への入居(県・市)
所得要件等があります。

⑥被災ローン減免制度(重ローン対策にも)

- 制度を利用できる人
災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅
ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの債務の
返済が難しくなった個人が利用できます。
- 制度の概要
① 現預金500万円、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、
家財地震保険金(250万円まで)等を手元に残した上で、
残ローンの減免を受けられる可能性があります。
② 信用情報登録機関に登録されないで新たな住宅ローン
借入の可能性も出てきます。
③ 通帳保証人も原則として履行を求められません。
④ 国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。
⑤ 簡易裁判所の特定調停手続を利用します。

詳しくは「自然災害債務整理ガイドライン」で検索
することがスタートです。
メインバンクから制度利用の同意書をもらい弁護士会に提出
を行う前に、弁護士会やメインバンクに相談を。

⑧雇用関係の支援制度

- 労災保険の支給
労働者が仕事や通勤中に、地震・豪雨等により建物が倒壊
したことが原因となって受傷した場合には、労災保険の給付
を受けられます。
- 雇用保険の基本手当(パロワー)
災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の
基本手当の支給が受けられます。
- 未払賃金立替給付制度(労基署・労働者健康安全機構)
事業主が倒産した場合に未払給与や退職金の立替給を受けら
れる場合があります。

⑦子ども・教育の支援制度

- 災害救助法による教科書等の無償給付(県・市)
小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を
支給。
- 特別支援学校等への給付奨励事業(県・市・学校)
通学費、学用品等を援助。
- 小中学生の就学援助措置(県・市・学校)
就学に必要な学用品費、新人学用品費、通学費、校外活動
費、学校給食費等を援助。
- 高等学校授業料等減免措置(各学校)
授業料、受講料、入学科、受験料の減免、猶予
- 大学等授業料等減免措置(各学校)
学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予措置が
とられる場合があります。
- 国の教育ローン(日本政策金融公庫等)
入学金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内

⑨事業関係の支援制度

- 雇用調整助成金(労働局・パロワー)
地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、
労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れ
る場合があります。
- 小規模事業者経営改善資金(エール融資)
(商工会議所・商工会)
- 取組金融公庫が擔担保で行う融資
取組金融公庫に対する資金貸付(日本政策金融公庫等)
- 被災復旧貸付(日本政策金融公庫・商工会等)
被害を受けた中小企業等に対する事業所復旧の資金貸付
- セーフティネット保証・災害関係保証(信用保証協会)
一般保証とは別枠で保証。無担保800万円、最大28億円
- ※**日本グループ補助金(県)**
この制度が適用されると被災県が作成する復興事業計画に基
づき中小企業等が行う施設・設備等の復旧・整備について補助
がなされる場合があります。

⑩税金・保険料などの減免制度

- 住民税・固定資産税など地方税の減免・猶予(県・市)
国税の減免・猶予(税務署)
- 申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の
徴収猶予、所得税の減免(雑損控除又は災害減免法)など
- 医療保険・介護保険(健保組合・市等)
保険料や窓口負担減免の制度があります。
- 公共料金、使用料、放送受信料など(県・市・各事業体)
災害時の特別措置がとられる可能性があります。



被災された
皆様へ

被災者支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

令和4年8月12日版



*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

最新のカードの
ダウンロード

災害直後

(保険の確認・社協の貸付も)

応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯
65.5万円 (2022)
準半壊の世帯
31.8万円

窓口

自治体

誰に

使うと修理後は仮設
住宅に入れなくなる
ので修理した自宅で
生活できる世帯

業者に修理を頼む
前に自治体に相談

基礎支援金 (被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物
等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊
50万円

窓口

自治体

誰に

左の条件を満たす世帯
(賃借人も)。特に②
③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金
の使い道も制限なし

災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)



借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊1
70万/家財3分の1
の損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、
家財の損害、住宅の
全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年。当
初3年間は無利子

数か月後

(義援金・災害弔慰金も)

仮設住宅 (災害救助法)



原則**2年間**
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく自
分の資力では住宅を確
保できない人
(半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも
運用は自治体で様々

公費解体 (環境省の制度)



建物を無償で解体
(家屋と一体の浄化槽
は対象可能性も。建物
は地面の上のみ解体)

窓口

自治体

誰に

特例適用なら、半壊
以上の家屋の所有者
(2階建かつ10m以下等
一定の事業所も対象)

所得条件なし。3階建
以上のアパートや、倉
庫などは要相談。

雑損控除 (災害減免法も)



その年の**所得の10%**
を超える部分の損害額
が所得控除される等

窓口

税務署に確定申告

誰に

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出がある人

家財の損害額不明
でも**推定規定**あり

その他の後

その他の制度は↓

加算支援金 (被災者生活再建支援法)



建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間貸借へ **50万円**

*中規模半壊は上の半額

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった
世帯が、住宅再建・修
理・賃貸転居をする時
(単身は4分3の金額)

一度転居して、その後
再建・修理した場合でも
左の金額までもらえる

被災ローン 減免制度 (自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ロー
ンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談を

誰に

災害救助法の災害で
住宅ローンなど個人
のローンの支払が難
しくなった人

自己破産や返済交
渉の前に検討を!

災害復興 住宅融資 (リバースモーゲージ)



建設・購入・リバモ融資
半壊以上
修理の融資
一部損壊でもOK

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人

60歳以上なら不動
産を担保に、利息の
みの返済の**リバ
ースモーゲージ**も



内閣府防災のHP



あなたの
り災証明で
使える制度を
表でチェック

被災者支援カード（裏面）

2022年8月17日 版



最新のカードの
ダウンロード

：原則災害救助法の適用必要
：被災者生活再建支援法の適用必要
：当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金				その他の支援					
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2022年基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他		
								基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる												
一部損壊 (床下浸水も)	困りごととは遠慮なく必ず相談を	自治体により時期や内容に違い	水災保障の有無や金額も確認を	31.8 万円										△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他様々な支援制度は左下のQRコードから		
準半壊																					
半壊																					
中規模 半壊				65.5 万円 全壊も修理ならOK	△ ※2	△ ※3	△ ※4		建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円		人的・住宅被害にに応じて。複数回の配分も	災害関連死の場合も支給 ※5	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり							
大規模 半壊							50 万円	建設・購入 200万円													
半壊など +建物解体								修理 100万円													
								民間貸借 50万円													
全壊	65.5 万円	利用可 ※2	利用可	利用可 ※4	100 万円																
(長期避難世帯)※1													※6								



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。





※ 本ニュースの情報は令和4年10月5日時点のものです。その後の法改正や制度の適用、変更などの可能性があります。
※ 災害の種類や地域によって、適用されている法律が異なるため、使える支援制度が、災害と場所と異なることに注意して下さい。不明なときは役所などにご相談を

写真撮影・浸水調査

罹(り)災証明書の調査や、保険会社・共済の調査に備え、片づけをする前に、被災した建物、車、家財などを様々な角度や、様々な距離(遠く・近く)で撮影し、たくさんの被害の**写真や動画**を残しておきましょう。写真の撮り方は、**右の冊子**にも記載があります。
浸水の深さがわかるように撮影することも大切です。保険・共済会社へのご相談も忘れずに。
保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ(日本0120-50-1331/外資系03-5425-7850)

制作

「震災がつなぐ全国ネットワーク」



浸水した家屋をそのままにすると、建物が腐り、健康被害にもつながります。床下の掃除、乾燥、消毒、壁の中の断熱材の処理などについて、**左の冊子**を参考に無理のない範囲で対処しましょう。
ボランティアの協力も遠慮せず頼んでください。窓口は、ボランティアセンター又は社会福祉協議会です。



り災証明書

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、上の表のように全壊、大規模半壊などと判定され、交付される住宅被害の証明書です。**多くの支援制度が、このり災証明書と結びついている**ので、り災証明書の申請はとても大切です。



り災証明書の調査は、①浸水の深さ等で判断される場合(第一次調査)と、②建物全体の壊れぐあいにより点数をつけて評価する場合(第二次調査)があります。どちらの場合でも、**再度の調査**をお願いすることがあります。ただし、再度の調査により、判定が下がることもあります。

判定に疑問がある場合には、役所に理由(第二次調査の場合には評価点数なども)を聞いてみましょう。それでも納得できない場合は、弁護士会など専門家に相談を。り災証明の調査は、QRコード(右)にある内閣府の指針に沿って行なわれています。



被災者支援制度

国や自治体などには、様々な支援制度がありますが、大きく分けると、
①**住まいに関する支援**
②**お金がもらえる支援**
③**お金が借りられる支援**
にわかれます。支援制度は、もったりり災証明書の判定や、様々な法律の適用の有無によって異なります。まずは自分が使える支援制度がどれなのか、

それとていくもらえるのかなどを知ることが大切です。支援制度は大切なものですが、一方で、たとえば応急修理制度を使うと、その後応急仮設住宅に入れなくなったり、公費解体制度を使えなくなるなどの制限が生じることもあります。弁護士などに相談し、**制度の内容**をよく理解した上で申請しましょう。

住まいの支援

お金の支援

借入れの支援



支援制度の資料

支援制度の内容や、使い方を知らいただくために、説明動画、支援制度の一覧表、り災証明書と支援制度の関係表など様々なツールがあります。

① YouTube動画



② 被災者支援チェックリスト



③ 被災者支援カード(表・裏)



被災者の支援制度について動画で解説しています(一部改正前の金額の点ご注意ください)



日本の支援制度を種類ごとにまとめた電車の時刻表のような形のカードです



特に重要な9つの支援制度についてまとめたカード(表)と、罹災証明の判定と使える制度の関係をまとめたカード(裏)です

住まいの支援

応急修理(補助)制度
半壊以上 65.5万円
半壊半壊 31.8万円
被災した住宅の修理の補助制度です。ただし、使うと仮設住宅や公費解体の資格を失うことがありますがご注意ください。

応急仮設住宅
被災者のための住居を提供する制度です。入居資格は、役所に確認してください。通常の災害では2年間が入居期間の上限です。

国の被災者生活再建支援金と静岡県の独自制度
その地域に被災者生活再建支援法が適用されると、り災証明書の判定によっては、国からの住宅再建の支援金がもらえることがあります。

①**基礎支援金** ②**加算支援金**
の2つからなり、合計最大300万円(単身世帯は4分の3)が支給されます。全壊や、大規模半壊のししかもらえないと誤解されることもありますが、住宅が半壊

以上の判定等で、役所に相談し、やむを得ず住宅を解体した世帯なども、支給対象になります。詳しくは、上の「水害にあったときに」の冊子に具体的な支給金額が記載されていますのでご覧ください。**各自治体独自の支援**も随時ご確認ください。また、**静岡県**には、被災者生活再建支援法が適用されない場合でも、国の支援金と同額がもらえる**被災者自立生活再建支援制度**もあります。

借入れの支援

◆ **災害申付金法による貸付【市町】**
災害支援資金貸付制度(負債・住家被害など 最大350万円)
◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**
災害支援資金(150万円・無利子~1.5%)
住宅補修費貸付(250万円が目安) その他複数の貸付制度あり。
◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【市町】**
住宅の補修等については200万円以内で貸付。



◆ **建物の再築、購入、修理の際の貸付金住宅融資【住宅金融支援機構】**
住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。条件は上記機構に相談を。親子リレーローンが組める場合もあります。
◆ **リバースモーゲージ融資(60歳以上の返済特例)【住宅金融支援機構】**
60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求されません。

自動車の支援

■ **自動車が無くなってしまった。使えなくなりました**
登録の抹消についてはお近くの運輸支局(軽自動車は管轄の軽自動車検査協会)に確認を。
日本カーシェアリング協会による車の貸し出し支援なども検索を。



解体や撤去

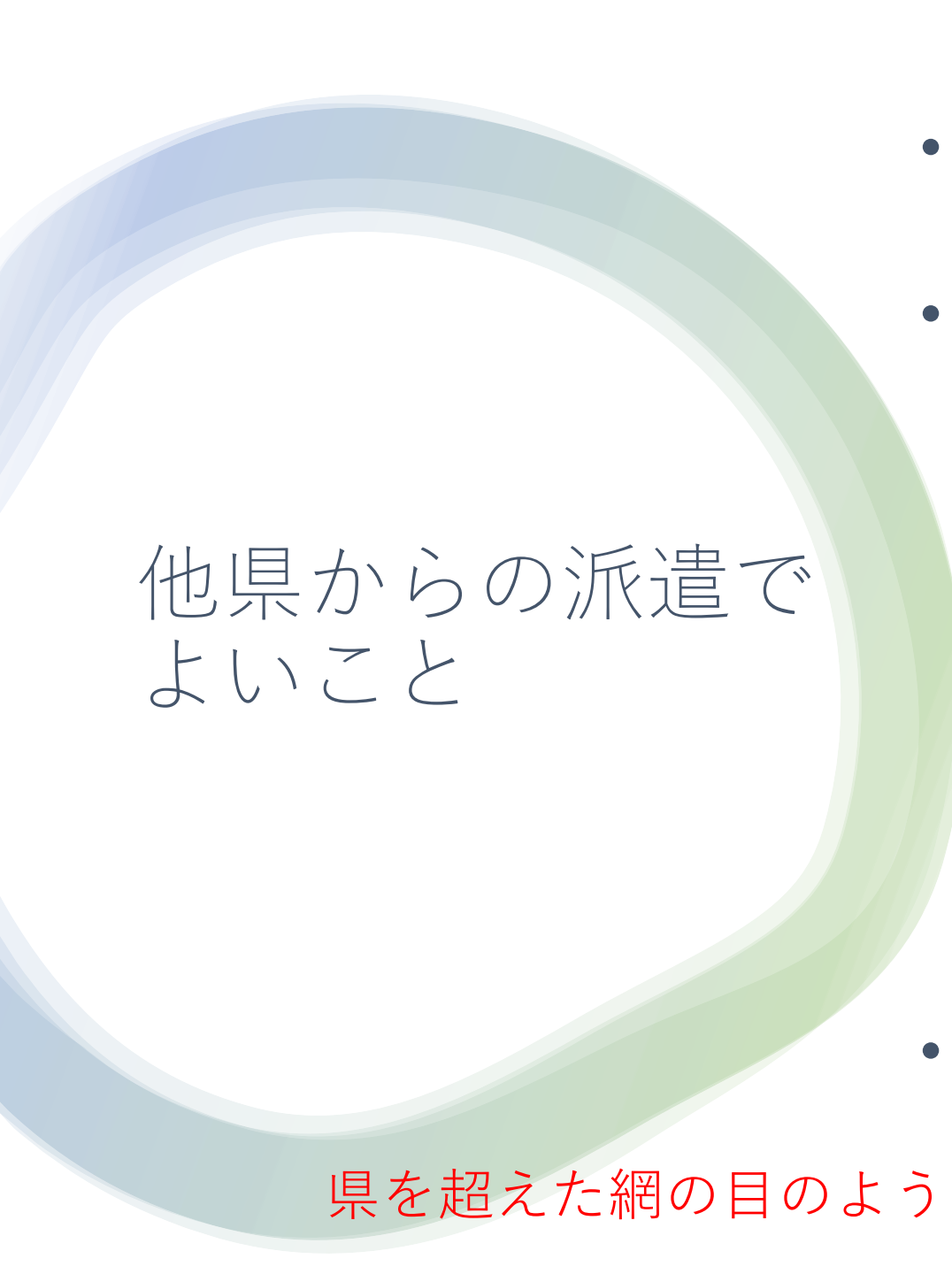
■ **公費解体制度や公費での土砂撤去**
災害時には、一定のり災証明以上の住宅や事業所を無料で解体してくれる公費解体制度や、公費で土砂を撤去してくれる制度など様々な制度もあります。役所などの最新の情報を確認してください。



弁護士事務所相談

☎ **054-204-1999**
平日10:00~12:00/13:00~16:00受付
弁護士は、法律相談だけでなく、災害による様々な問題にも、皆さまと**一緒に悩み、一緒に考える**専門家です。こんなことは聞いても仕方ないと思うに、遠慮なく、お気軽に、ご相談ください。





他県からの派遣で よいこと

- 被災者の方（弁護士会や行政も含め）が全国的に見捨てられていないと思える。
- 被災者の支援は長期間に及び、ボランティアなため、災害にあっていない県が被災単位会の弁護士の心を守るための支援を行う必要がある。せいぜい10名程度の各県の災害対策委員では限界がある。生活のために弁護士として稼ぎながら、被災者支援も行うというのはかなりハード。広島の高雨災害の際にも、被災者支援のため、3か月間一切の通常業務が出来なくなった弁護士も。
- 弁護士会の災害基金など、限られた支援のリソースを融通しあえる。

県を超えた網の目のような支援58ネットの実現（日弁連、各弁連）

静岡での被災者支援状況

専門家への現地相
談 6 9 6 件 (1 1
月 1 1 日まで)

電話相談 1 9 4 件
(1 1 月 1 4 日ま
で)

谷間世代の問題

- 借金を毎年数十万円返すのは今の弁護士の低廉な収入からはかなり大変。
- 谷間世代は、大学、ロースクールまでの借金で800万円程度借金している者もいると思うが、さらに修習貸与金は重たい負担。
- 谷間世代は法曹の4分の1。いくら予算措置が必要とはいえ、300万円の差はさすがに不平等では・・・。
- 貸与制の時に批判されたのは弁護士は民間の営利企業と同じだから税金から出すのはおかしい。裏を返せば給費制は弁護士の公益性の根拠。貸与世代の会務離れ、極度の営利化は責められない？

最後に

今後も貸与金問題や、司法制度改革の失敗（ロースクール制度、法曹大增員に起因する法曹離れ、志願者数減少）の是正に向けたお力添えをよろしくお願いいたします。

当事者として

藤塚 雄大

68期 神奈川県弁護士会

プロフィール

- 神奈川県藤沢市辻堂出身
- 湘南高校
- 早稲田大→早稲田大院
奨学金：学部4年、院3年
実家通い（往復4時間）

身近な問題をきっかけとして学ぶうちに関心が高まり、社会問題に取り組む弁護士を志す。

修習生活

- 2014. 12～2015. 11

修習貸与金約300万円

修習地：横浜

＊理由

修習に加え、修習生主催の社会問題に関するシンポジウム「7月集会」（現：司法修習生フォーラム）の実行委員会副委員長として活動。

沖縄の基地問題に関する分科会長となり、フィールドワークや勉強会を開催。

炊き出しなどボランティア活動も。

弁護士としての業務

- 横浜法律事務所入所

一般事件・弁護士会活動のほか、社会問題に関する訴訟の弁護団に多く参加。法テラス、国選弁護も多く担当。現在7年目。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟、年金減額処分違憲訴訟、トランスジェンダー関連訴訟など

提訴時（弁護士一年目）から参加していた生活保護裁判は最近勝訴（2022年10月12日）

弁護士会では常議員一期

- 活動

反貧困ネットワーク、過労死弁護団、青法協、自由法曹団、労働弁護団等多数の団体に所属。憲法劇には主役で出演。

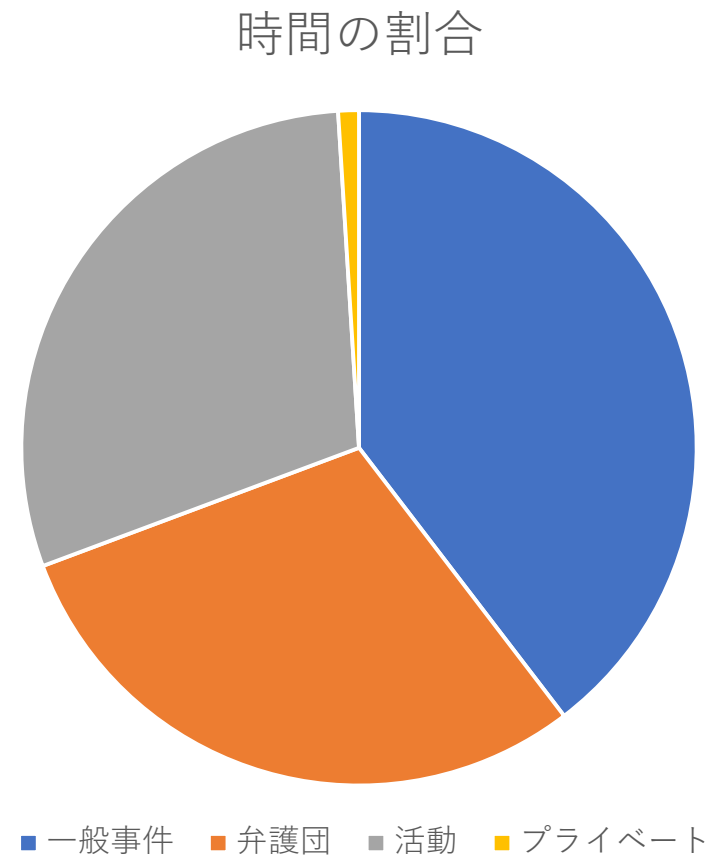
ピン芸人としてR-1グランプリで二回戦進出

神奈川県主催お笑いコンテスト優勝

各種シンポジウムやイベントにて、透明人間と漫才コンビを組んで人権漫才を披露。

神奈川県庁公式YouTubeチャンネルにて、県庁×弁護士会コラボ番組「弁護士でピン芸人が解説！」シリーズ出演＊

時間の割合



人権活動や弁護士活動の重要性

- 弁護士法 1 条 1 項

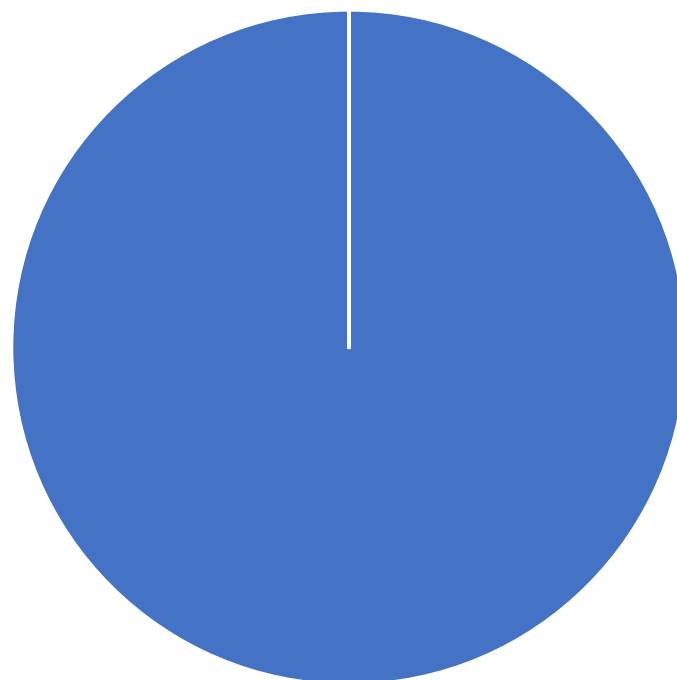
「弁護士は、基本的人権を尊重し、社会正義を実現することを使命とする。」

ただ・・・

それらからの収入はほとんどない。

収入に占める割合

収入割合



■ 一般事件 ■ 弁護士 ■ 活動

- ・やるべきことをやりつつ、生計を立てるには？

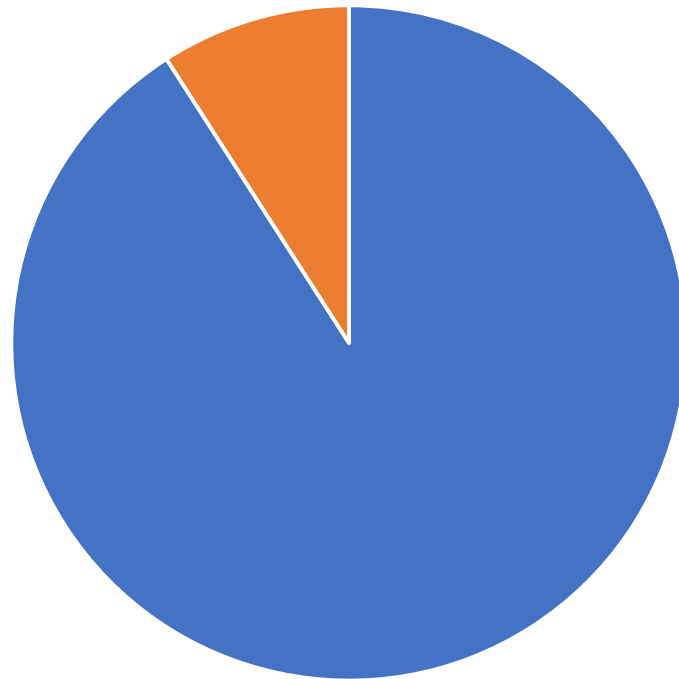
→休まず頑張るしかない。

(危険)

関係者の声

- 「こんな忙しい人、いる？」

肩身



■ 狭い ■ 広い

ここに返済義務がプラス

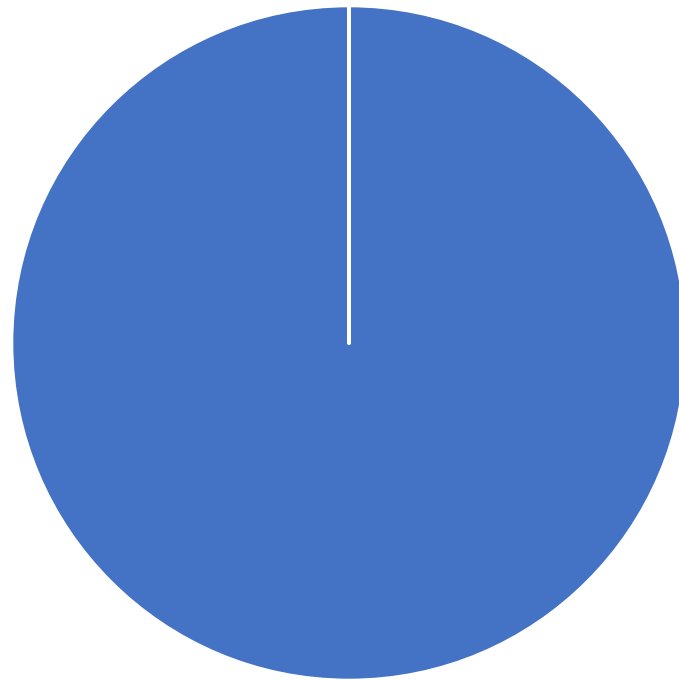


経済的負担、これをカバーするための仕事量増加



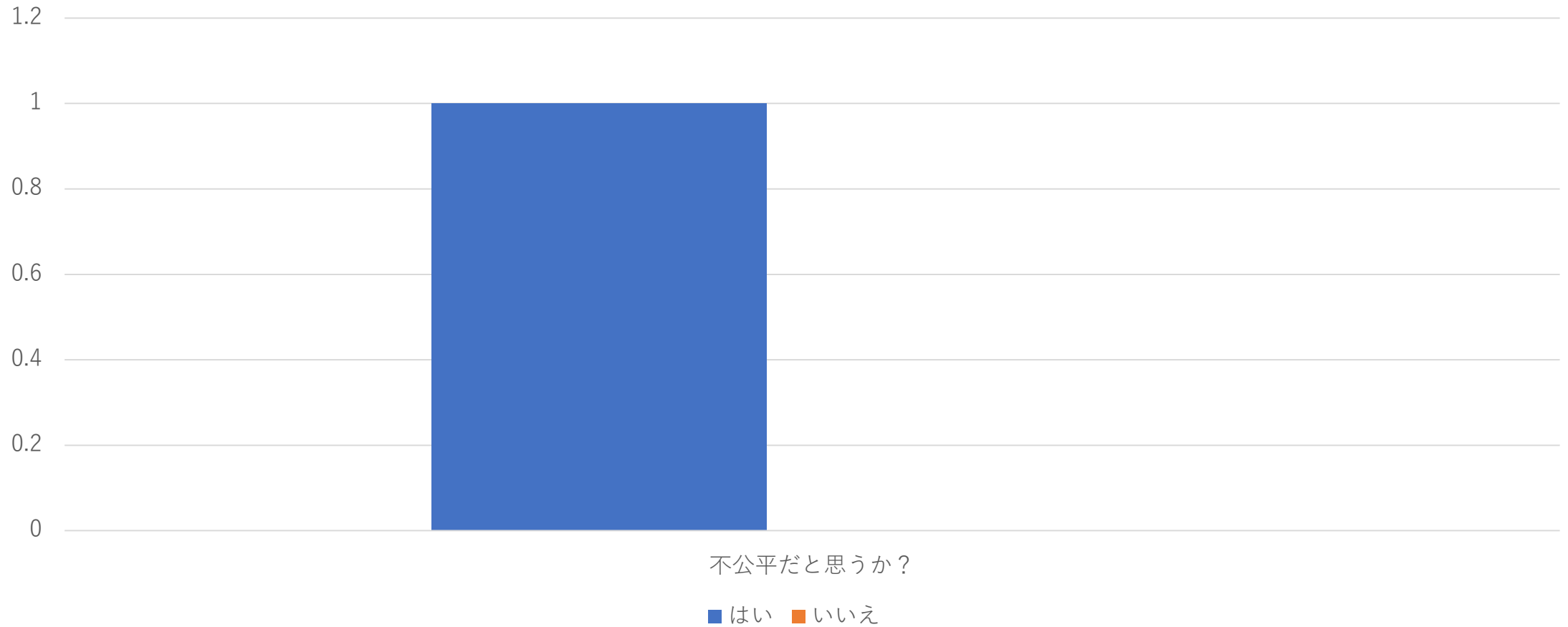
- ・ 仕事の質を維持するための努力、プライベートの犠牲。
- ・ 自由競争の世界で、貸与世代以外の弁護士にはないハンディキャップを抱えている。

肩身



■ 狭い ■ 広い

Q 貸与金返済の負担は不公平だと思うか



不公平の是正を

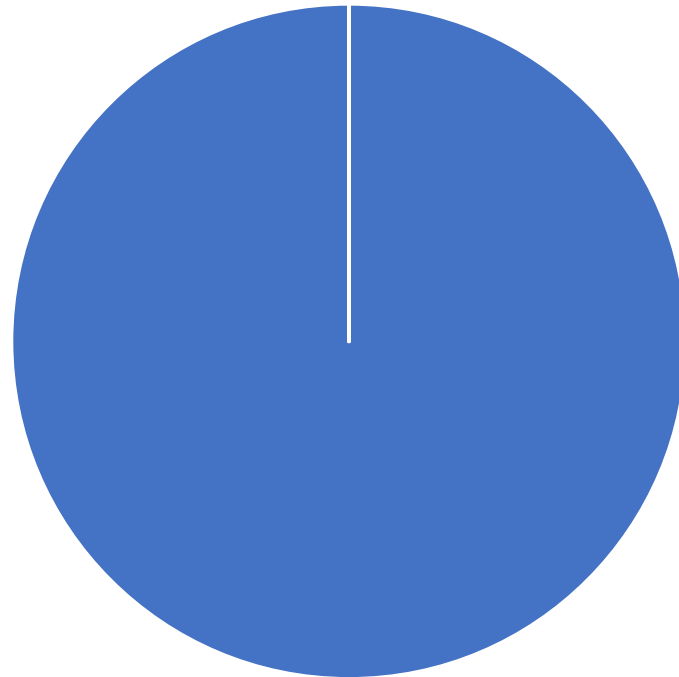
- 弁護士が人権擁護活動に注力できないと、守られるべき市民に影響が出る = 弁護士だけの問題ではない。
- 個々人の努力・犠牲に頼る理不尽さ
- 将来の法曹志望者減少の恐れ

当事者の声

配布資料をご覧ください。

ご清聴

ご清聴



■ ありがとうございました

【谷間世代の弁護士に対する一律給付措置について】

（弁護士の使命）

第一条 弁護士は、**基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること**を使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。 ～弁護士法より～

⇒日本社会の中で、国民や市民の「人権を擁護し、社会正義を実現する」こと＝**公益的な存在であることが**、弁護士には法律上求められている。

△仮に、弁護士が民間事業者として利潤だけを追求するようになれば、救われるべき人が救われない事態となり、国益が損なわれてしまう。

⇒無給の司法修習を受けた**谷間世代を救済し国への信頼を回復すること**が、弁護士から国民や市民への還元につながり、最終的に国益につながる。

○ 司法修習生の身分

司法修習生は，国家公務員に準じた身分を有しており，国庫から，一定額の給与と，各種手当が支給されている。司法修習生は，修習期間中，修習専念義務，兼業・兼職の禁止，秘密保持義務などの義務を負っている。

- ⇒ 64 期司法修習生までは、「国家公務員に準じた身分を有して」いた。
- ⇒ 64 期司法修習生は、「修習期間中、修習専念義務、兼業・兼職の禁止、秘密保持義務を負っている。」これら義務は司法修習の性質上の人権制限。
- ⇒ 65 期～70 期の谷間世代や 71 期以降の司法修習生の義務も同じ制限。
- ⇒ 谷間世代へ「国庫から一定額の給与と、各種手当が支給」はなかった。

国が、**64年**にわたり給与等を支給して司法修習生を養成してきた理由は？

「司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提として、法律実務に関する汎用的な知識や技法と、高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成することを目的としており、**法曹養成に必須の課程**として置かれています。」（最高裁判所ウェブサイトより）

国（最高裁）が、法曹志願者（司法試験合格者）に司法修習を通じて
日本における「法の支配」を実質的に保障する制度です。

国には、**法曹を養成すべき責務**があります。

最高裁判所「現在の司法修習制度について」（首相官邸、法曹養成検討会 7 回 配布資料，2003 年）より引用

4 司法修習生の身分

- (1) 司法修習生は、公務員ではないが、給与、規律その他の身分関係については、国家公務員に準じた取扱いを受けている。
- (2) 司法修習生は、修習期間中、国庫から、一定額（月額 20 万 8 3 0 0 円）の給与と各種手当の支給を受けている（裁判所法 6 7 条 2 項，司法修習生の給与に関する規則等）。
- (3) 司法修習生は、給与等の支給を受ける反面、修習に専念すべき義務を負っており、原則として、兼業・兼職が禁止されている（司法修習生に関する規則 2 条，司法修習生の規律等に関する規程 8 条 1 項）。また、司法修習生は、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負っている（司法修習生に関する規則 3 条）。

最高裁「司法修習生は、給与等の支給を受ける反面、修習に専念すべき義務を負っており、原則として、兼業・兼職が禁止されている。」（64 期以前）
谷間世代は「兼業・兼職が禁止され」かつ「給与等の支給」がなくなった

国（最高裁）が、経済活動（司法修習中の仕事やアルバイト）を禁止し、生活費を稼ぐ手段を制限して法曹（弁護士・裁判官・検察官）を養成する
⇒とすれば、国が司法修習の期間の生活費等は支払わなければならない。

現実には、国が人材の養成をする他の例では給与が支払われている。

たとえば・・・

- ☐警察官 ⇒警察大学校に在学中に給与が支払われる
- ☐自衛官 ⇒防衛大学校や幹部候補生学校に在学中に給与が支払われる
- ☐税務職員⇒税務大学校で研修中に給与が支払われる
- ☐裁判所書記官⇒裁判所職員総合研修所で研修中に給与が支払われる

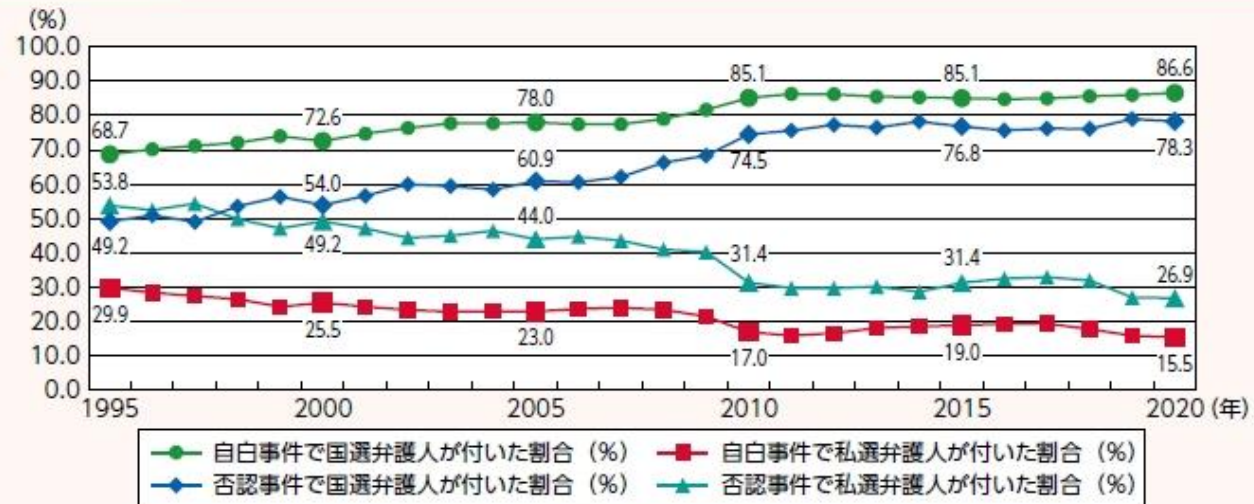
※当然だが、公務員を退職しても研修期間中の給与の返済は必要ない。

【司法修習課程の必須 5 科目は、司法制度を維持するために必要な内容】

科目	検察	刑事裁判	刑事弁護	民事弁護	民事裁判
実務修習地	検察庁	裁判所 (刑事部)	法律事務所	法律事務所	裁判所 (民事部)

⇒必須 5 科目中の「3 科目」(検察・刑事裁判・刑事弁護)が「刑事関係」。
刑事事件を専門的に取り扱う「検察官」や「刑事部の裁判官」以外の法曹
希望者を含めて、**全ての法曹に刑事関連のカリキュラムを課している。**
理由：刑事裁判では、「弁護人」が付されていないと、開廷できない。
すべての司法修習生に、刑事事件の研修を受けてもらい、「弁護人」として
刑事事件を担当してもらわなければ、日本では刑事裁判を実施できない。

資料2-1-2-7 自白・否認事件別の国選・私選弁護人選任率の推移（被告人段階・地方裁判所）



【注】 1. 数値は、「司法統計年報（刑事編）」「通常第一審事件の終局総人員—合議・単独、自白の程度別弁護関係別—全地方・簡易裁判所」によるもの。
2. 「否認」は、一部否認及び黙秘を含む。

「国選」弁護人の割合： **否認事件で 78.3%** **自白事件で 86.6%**

（公務員である裁判官と検察官だけでなく、「国選」の弁護人を担当する弁護士が一定数いなければ、刑事裁判は開けない（憲法第 37 条 3 項）。

⇒国策として刑事事件を研修しなければ、国の司法制度が維持できない。

【救済立法試案の提示】

「給与」と「給付金」	月額支給額	司法修習期間 13か月	救済予算 谷間世代約1.1万人
A：64期（期末手当2.6月）	204,200円	3,185,520円	約350億円
B：64期（－期末手当）	204,200円	2,654,600円	約292億円
谷間世代：新65期～70期	0円	0円	
C：71期（住居手当）	170,000円	2,210,000円	約243億円
D：71期（－住居手当）	135,000円	1,755,000円	約193億円

⇒ご参照いただき、谷間世代の救済立法にご協力をお願いいたします。

修習資金等一覧

給費制下（注1）		貸与制下
給与・貸与金		
支給額/貸与額	給与月額（本俸） 204,200円 上記の給与月額に、修習生の生活状況や修習地等に応じて、下記諸手当を加算し、そこから公租公課や共済組合費等を控除した金額を支給	基本額 230,000円 申請により、次のとおり変更可 ①扶養親族あり / 住居の賃借 255,000円 ②扶養親族あり + 住居の賃借 280,000円 ③基本額未満の額の貸与希望 180,000円
（諸手当）		
扶養手当	配偶者につき13,000円、配偶者以外の扶養親族一人につき6,500円等	
住居手当	家賃額に応じて27,000円を限度に支給	
通勤手当	交通機関等の利用者について一箇月当たり55,000円を限度に支給、自転車等の使用者について使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給	
地域手当	支給対象地域で修習を行う者について、給与月額等に、修習地の区分に応じた割合（3%～18%）を乗じて得た額を支給	
寒冷地手当	支給対象地域で修習を行う者について、11月から3月までの間、修習地の区分等に応じて7,360円～26,380円を支給	
期末手当	年間で、給与月額等の2.6月分を支給	
勤勉手当	年間で、給与月額等の1.29月分を支給（注2）	

注1： 給費制下の内容は、平成22年度11月期（新64期）司法修習生に適用されていたもの。

注2： 勤勉手当に相当する金額は貸与額の算定の基礎とされていない。

その他		
旅費（交通費） 日額旅費	修習の実施に必要な不可欠な旅費（交通費）を支給（国家公務員等の旅費に関する法律に基づいて計算） ア 転居を伴う場合における採用内定時の住所地から実務修習庁への招集旅費 イ 集合修習に参加するために実務修習地から司法研修所に移動するための旅費 ウ A班の選択型実務修習に参加するために司法研修所から実務修習地に移転するための旅費 エ 事件出張に要する旅費や実務修習地以外での選択型プログラムに参加するための旅費 オ B班の集合修習終了後に実務修習地に移転するための旅費 カ 東京・さいたま以外の実務修習地の修習生のための集合修習中の日額旅費 キ 東京・横浜・さいたま・千葉の各修習地から導入起案講評のために司法研修所に移動するための旅費、考試受験のための旅費	同 左（※注1 一部不支給）
転居費用	支給なし	同 左
社会保険	裁判所共済組合に加入（組合費は給与より徴収）	国民健康保険等に参加（注2）

注1： イのうち東京・横浜・さいたま・千葉の実務修習地の修習生の旅費、才ないしキについては、支給されないこととなった。
 司法修習生が修習を受ける上で不可欠な旅費を支給しているところ、近時の旅費を取り巻く状況も考慮し、旅費を支給すべき範囲について見直しを行ったもの。

注2： 貸与制下においては、国家公務員共済組合法施行令2条2項4号に該当するので、共済組合に加入することはできない。